

福井県

若年性認知症 ハンドブック

若年性認知症の本人と家族が知っておきたいこと



はじめに

この冊子は若年性認知症の方とそのご家族のために作成しました。

認知症は高齢者の病気と思われがちですが、65歳未満で発症することもあり、65歳未満で発症した場合を若年性認知症といいます。現役世代で発症するため、仕事の継続や子どもの養育など若い世代特有の悩みが多くあります。

認知症については近年周知が進んでいますが、若年性認知症の方は高齢者の認知症の方に比べると数が少なく、社会での理解もまだまだ十分とは言えない状況です。

若年性認知症の診断を受けたからといって、何もできないわけではありません。適切な治療を受け、周囲の配慮を得られれば、症状の進行を遅らせたり、仕事を継続したりすることも可能です。仕事の継続が難しくなってしまった場合でも、ご本人の能力をいかせる場を見つけることで役割や生きがいを持つことができます。経済的な不安を軽減するための制度も利用することができます。

そのためには、病気がわかってからできるだけ早く適切な助言や支援を受けることが大切です。福井県では若年性認知症相談窓口を設置し、若年性認知症支援コーディネーターが相談に対応しています。また、若年性認知症自立支援ネットワークを構築し、若年性認知症の方とそのご家族を多方面から支えていけるよう、各関係機関で連携を図っています。

この冊子に目を通してください、病気についての理解や、支援のための資源や制度の利用に役立てていただければ幸いです。

福井県若年性認知症相談窓口

夏井 純美



目 次

制度の利用と支援の流れ(一例)	03
こんなときはこのページを確認しましょう	04

第1章 若年性認知症の理解

1. 若年性認知症とは	06
2. 原因疾患ごとの特徴	06
3. 日常生活でできる工夫	08
4. 周りの方ができる配慮	09

第2章 医療費の助成

1. 自立支援医療(精神通院医療)	10
2. 重度障がい者(精神)医療費無料化対策事業	11
3. 特定医療費(指定難病)支給認定期制度	11
4. 高額療養費制度	13
5. 高額医療・高額介護合算療養費制度	14

第3章 就労の支援・退職時の手続き

1. 就労に関する支援窓口	15
2. 傷病手当金	18
3. 雇用保険(失業給付)	20
4. 公的年金の手続き	22
5. 公的医療保険の手続き	24
6. 社会保険労務士会	27

第4章 障害福祉・介護保険

1. 精神障害者保健福祉手帳	28
2. 障害福祉サービス	29
3. 介護保険サービス	31
4. 高額介護(予防)サービス費	33
5. 特定入所者介護(予防)サービス費	34

第5章 経済的な支援

1. 障害基礎年金・障害厚生年金	35
2. 特別障害者手当	37
3. 生活福祉資金貸付制度	37
4. 税制における優遇制度等	38
5. 生命保険・住宅ローン(団体信用保険)	43

第6章 権利擁護

1. 日常生活自立支援事業	44
2. 成年後見制度	45
3. 法テラス	46

第7章 家族への支援

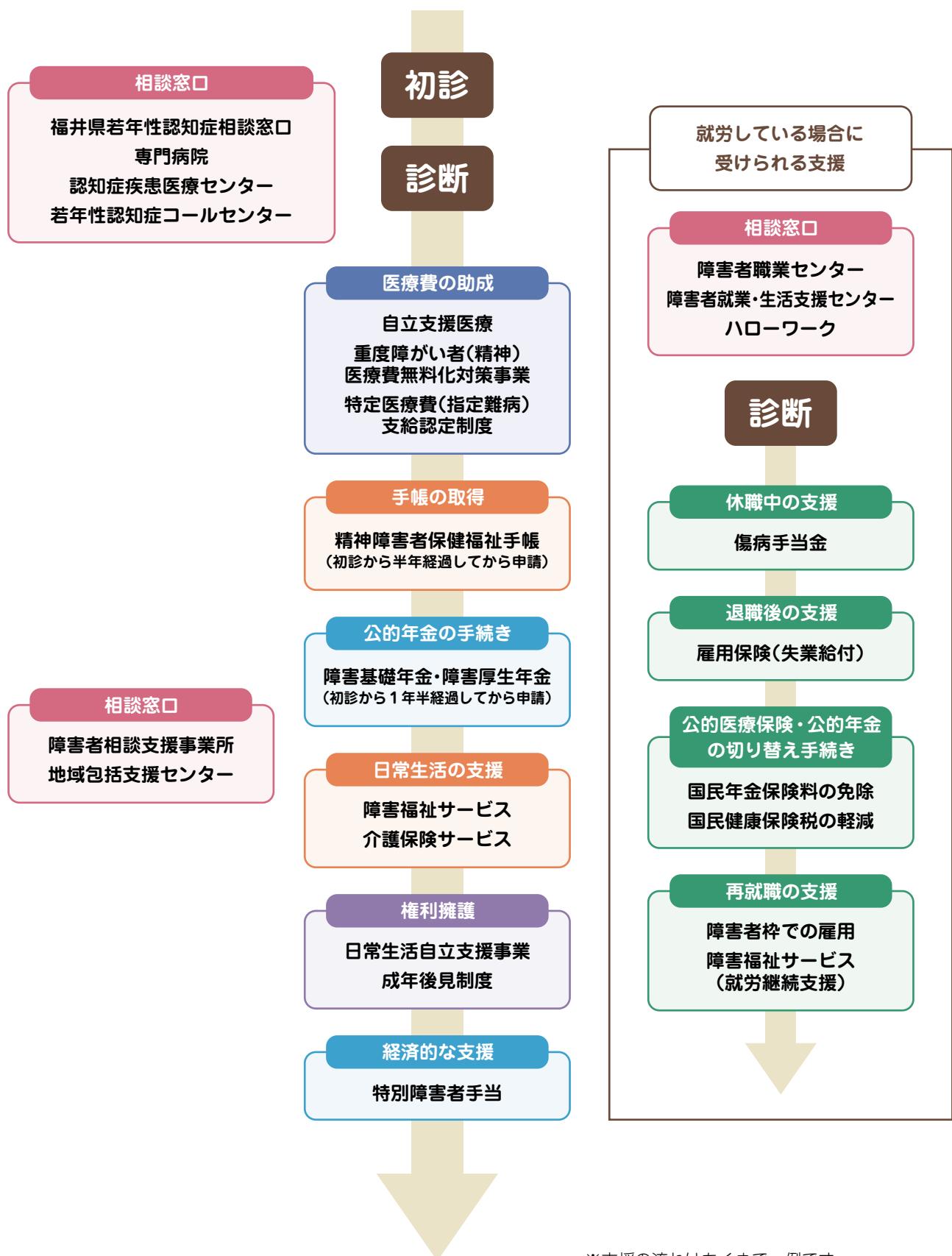
1. 介護休業制度・雇用保険(介護休業給付)	48
2. ハローワーク(職業相談窓口)	49

第8章 相談窓口・制度の問い合わせ先

1. 若年性認知症の相談窓口	50
2. 医療機関	50
3. 地域包括支援センター	51
4. 障がい者福祉に関する相談窓口	52
5. 本人・家族の交流の場	53
6. 各市町の窓口	54
7. 社会福祉協議会	57
8. 健康福祉センター・保健所	57
9. ハローワーク	58
10. 年金事務所	58
11. 税務署	58



制度の利用と支援の流れ(一例)



こんなときはこのページを確認しましょう

医療	若年性認知症ってどんな病気？ もの忘れの症状に どう対応したら良いの？ 本人にどう接したら良いの？	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症とは P6 原因疾患ごとの特徴 P6 日常生活でできる工夫 P8 周りの方ができる配慮 P9 
	医療費が負担…何か支援はあるの？	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療(精神通院医療) P10 …精神疾患の通院医療費の自己負担が軽減されます。 重度障がい者(精神)医療費無料化対策事業 P11 …全ての通院医療費の自己負担額が助成されます。 特定医療費(指定難病)支給認定制度 P11 …指定難病の医療費が助成されます。 高額療養費制度 P13 …医療費が高額になった場合の自己負担が軽減されます。 高額医療・高額介護合算療養費制度 P14 …医療費と介護費の合計が高額になった場合の自己負担が軽減されます。
	仕事を続けたいけど、 相談にのってくれる人はいるの？	<ul style="list-style-type: none"> 就労に関する支援窓口 P15～17 …できるだけ長く働くために、支援を受けることができます。
	仕事を休むことになり、 給料がもらえないけど、どうしよう？	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金 P18 …就労中、病気で長期に仕事を休む場合に支給されます。
就労	仕事を退職したけど、どんな手続きが必要なの？	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険(失業給付) P20 …退職後、再就職のために求職活動を行う場合に受給できます。 公的年金の手続き P22～23 …退職後は公的年金の手続きが必要です。 国民年金保険料の免除が受けられる場合があります。 公的医療保険の手続き P24～26 …退職後は公的医療保険の手続きが必要です。 国民健康保険税の軽減制度があります。  
	退職したけど、新たに仕事を探すことはできるの？ どこで相談にのってもらえる？	<ul style="list-style-type: none"> 就労に関する支援窓口 P15～17 …ご本人に合った仕事の紹介や、 仕事に慣れるための支援を受けることができます。 障害福祉サービス P29 …就労継続支援で就労の機会を得ることができます。
	精神障害者保健福祉手帳って何？ どんなメリットがあるの？	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳 P28 …交付を受けると、様々なサービスや制度が利用できます。
	日常生活の支援を受けたいけど、 どんなサービスがあるの？	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス P29 …自立訓練や居宅介護などのサービスが利用できます。 介護保険サービス P31 …通所リハビリや訪問介護などのサービスが利用できます。
福祉 介護	介護保険サービスの利用料が負担… 支援はあるの？	<ul style="list-style-type: none"> 高額介護(予防)サービス費 P33 …介護サービス費が高額になった場合の自己負担が軽減されます。 特定入所者介護(予防)サービス費 P34 …施設入所やショートステイの食費・居住費(滞在費)の負担が軽減されます。 高額医療・高額介護合算療養費制度 P14 …医療費と介護費の合計が高額になった場合の自己負担が軽減されます。 



経済	経済的に困っている… 何か支援は受けられるの？	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害基礎年金・障害厚生年金 P35 …病気やケガで生活や仕事が制限される場合に給付されます。 ● 特別障害者手当 P37 …常時特別な介護が必要と判断された場合に支給されます。 ● 生活福祉資金貸付制度 P37 …生活の安定と経済的自立を図るために、資金を貸し付ける制度です。 ● 税制における優遇制度等 P38～42 …所得税や住民税の控除、自動車税の減免が受けられる場合があります。 ● 生命保険・住宅ローン(団体信用保険) P43 …加入している生命保険の保障や団体信用保険の保障による住宅ローンの支払い免除が受けられる場合があります。
		
権利擁護	お金の管理や契約手続きが心配になってきた	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立支援事業 P44 …福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスを受けることができます。 ● 成年後見制度 P45 …判断能力に不安のある方を保護・支援する制度です。
家族支援	家族が受けられる支援はないの？	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護休業制度・雇用保険(介護休業給付) P48 …家族の介護のために仕事を休む場合に取得・受給できます。 ● ハローワーク(職業相談窓口) P49 …仕事を探すための支援を受けることができます。
交流	同じ悩みを持つ人と交流できる場はあるの？	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人・家族の交流の場 P53 …認知症の人と家族の会 ほや座くらぶ(若年性認知症の人と家族の会) 認知症カフェ・家族会など
相談窓口	どんなところで相談できるの？	
	若年性認知症の方に関する相談全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 福井県若年性認知症相談窓口 P50 ● 若年性認知症コールセンター P50
	病気や治療について	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門病院・認知症疾患医療センター P50 ● 認知症サポート医・認知症研修を修了したかかりつけ医 P50
	介護・保健・福祉・医療サービスの利用も含めた相談全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター P51 ● 障がい者福祉に関する相談窓口 P52
	就労について	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者職業センター P15 ● 障害者就業・生活支援センター P16 ● ハローワーク(専門相談窓口) P17
	労働問題について	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険労務士会 P27
	法的トラブルについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 法テラス P46
	年金について	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金事務所 P58 ● 社会保険労務士会 P27
	各制度の申請・問い合わせ	 <p>各制度のページを確認してください</p>



第1章 若年性認知症の理解

1. 若年性認知症とは

65歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいます。

全国の若年性認知症の方は約35,700人と推計されています(令和2年3月厚生労働省)。高齢者の認知症とは異なり、男性に多いのが特徴です。

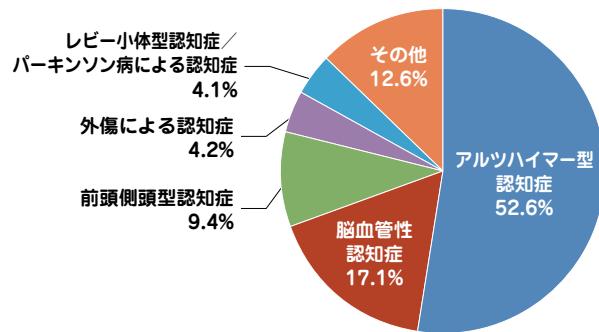
認知症の原因となる疾患は複数あり、原因疾患によって症状や治疗方法が異なっています。

認知症の原因となる疾患

- 血管病変(脳出血、脳梗塞、脳動脈硬化など)
- 脳細胞の変性疾患(アルツハイマー病、レビー小体型病、前頭側頭葉変性症など)
- 感染症(梅毒、AIDS等)
- 頭部外傷
- 薬物中毒(アルコール性認知症など)

若年性認知症の原因疾患は、アルツハイマー型認知症の割合が最も高く、次いで脳血管性認知症の割合が高くなっています。また、高齢者と比べて前頭側頭型認知症の割合が高くなっています。

若年性認知症の基礎疾患の内訳(令和2年3月厚生労働省)



2. 原因疾患ごとの特徴

脳血管性認知症

脳血管性認知症は、脳の血管障害で起きる脳梗塞や脳出血が原因となる認知症です。脳の障害される部位によって症状が異なります。進行を予防するためには、原因となる血管障害の再発を予防することが大切です。

症 状

脳血管性認知症の主な症状は、日常生活に支障を来すような記憶障害とその他の認知機能障害(言葉、動作、認知、ものごとを計画立てて行う能力などの障害)で他の認知症の原因疾患と大きな違いはありません。

症状の現れ方は特徴的で、突然症状が出現したり、落ち着いていると思うと急に悪化することを繰り返したり、変動したりします。また、感情のコントロールができず、ちょっとしたことで泣いたり、怒ったりすることがあります。逆に表情が乏しくなる場合もあります。

アルツハイマー型認知症

アルツハイマー型認知症は、脳の中に β アミロイドというたんぱく質が蓄積し、脳細胞を死滅させるタウタンパクという異常なたんぱく質が増殖して発症します。 β アミロイドが蓄積する原因はまだ分かっていません。

症 状

初期の主な症状は物忘れですが、意欲低下が目立つ場合もあります。病気が進行すると、時間や場所を間違えたり、日常使用している物の名前が出にくくなったりします。また、困ったときに周囲に協力を求めるのが難しく、取り繕うような対応をとることがあります。

前頭側頭型認知症

前頭側頭型認知症は前頭葉や側頭葉が萎縮する疾患です。脳の中で、前頭葉は「人格・社会性・言語」を、側頭葉は「記憶・聴覚・言語」を主につかさどっており、これらが正常に機能しなくなることにより、特徴的な症状が表れます。

症 状

初期の頃は物忘れの症状が目立たず、反社会的な行動や衝動的な行動をとることがあるため、人格が変わったように感じます。

無関心・自発性の低下 ……身なりや周囲への関心が薄れて、だらしなくなったように感じます。

感情の鈍麻 ………………感情の変化が希薄になります。

常同行動 ………………毎日同じコースを何度も歩いたり、同じものを食べたり、同じ言葉を繰り返したりします。

脱抑制 ………………他者への配慮や礼儀がなくなり、場にそぐわない行動をとります。

レビー小体型認知症

レビー小体型認知症では、レビー小体(神経細胞にできる特殊なたんぱく質)が脳の大脳皮質(人がものを考える時の中枢的な役割を持っている場所)や、脳幹(呼吸や血液の循環に携わる重要な場所)にたくさん集まります。レビー小体がたくさん集まっている場所では、神経細胞が壊れて減少しているため、認知症の症状が起こります。

症 状

幻視 ………………レビー小体型認知症の特徴的な症状で、「知らない人がいる」といった実際には見えないものが生々しく見える幻視が発症初期から現れます。

パーキンソン症状 ……パーキンソン病に似た運動の障害で、体が固くなり動きづらくなる、手が震える、急に止まれないといった症状が見られます。

自律神経障害 ………………便秘や尿失禁、起立性低血圧などが現れます。

アルコール性認知症

アルコールを長期間にわたり、大量に飲み続けることで、脳細胞の萎縮や脳梗塞などの脳血管障害、ビタミンB1欠乏による栄養障害などが起こり、記憶障害、見当識障害、作話などの症状が現れます。

症 状

アルコール依存症と同様に歩行が不安定になる、意欲がなくなる等の症状がみられます。逆に興奮しやすく攻撃的になり、暴力がみられたり、幻覚が見えたりする場合もあります。

アルコール性認知症の原因の1つであるコルサコフ症候群では、物忘れなどの記憶障害、周りの状況が理解出来なくなる見当識障害などが起こりやすくなります。少し前のことが覚えられず、時間や場所がわからなくなることがあります。



3. 日常生活でできる工夫

物を置き忘れる、大事な用事を忘れてしまうなどの日常生活での困りごとは、少しの工夫で改善できる場合があります。

普段よく使うものは決まった場所にしまうようにして、なくしものを防ぎましょう。



把握しやすくするため、身の回りの物を整理整頓して、不要なものは処分し、物を減らしましょう。



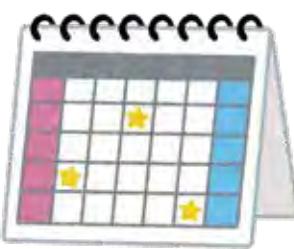
引き出しや棚に何が入っているかを書いたラベルを貼り、必要なものを見つけやすいようにしましょう。



約束はメールで行うと、後から確認できるため便利です。



予定はわかりやすくカレンダーにメモしておきます。1日にあまり多くの予定を入れ過ぎないようにしましょう。



家族の電話番号など、見やすい場所にメモを貼っておくと、いざというとき安心です。



買い物でのトラブルを防ぐため、クレジットカードの利用状況の把握が難しい場合は、カードでの買い物は控えましょう。



薬の管理が不安な場合は、お薬カレンダーを利用すると飲み忘れを確認できます。薬が複数ある場合は、薬局で一包化してもらうこともできます。



外出時に必要な物のリストを貼っておき、忘れ物を防ぎましょう。



4. 周りの方ができる配慮

- 本人の話はなるべく否定せず、さりげなく訂正するようにしましょう。途中で話を遮ってしまうと、混乱したり、話す内容を忘れてしまうことがあります。



- 注意が散漫になりやすいので、話しかける際はきちんと向き合って注意をひいてから話すようにします。周囲の環境(雑音や人の動きなど)にも注意して、落ち着いて話せる場を設定しましょう。



- 質問をするときは答えやすいように具体的な選択肢をあげて尋ねるようにしましょう。



- 相手の感情を敏感に感じ取るので、穏やかな口調や表情で話しかけるようにしましょう。



- わかりやすい言葉と短い文章で伝えるようにしましょう。分かりにくいときは文字に書くと伝わりやすい場合もあります。



第2章 医療費の助成

認知症の進行を遅らせたり、症状に対応したりするためには、定期的に医療機関に通院し、必要な治療や助言を受けることが大切です。医療費の負担を軽減する制度がありますので、活用しましょう。

1. 自立支援医療(精神通院医療)

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

対象者

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障がいを有する方が対象です。

ただし、市町村民税(所得割)が年23万5千円以上の世帯の方は、原則として対象にはなりません。

内容

精神障がいおよびその精神障がいが原因で生じた病態に対して、病院または診療所に入院しないで行われる医療(通院医療)が対象です。症状がほとんど消失している方であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院治療を続ける必要がある場合も対象となります。

原則として、かかった医療費の1割の定率負担となり、世帯の所得水準などに応じてひと月当たりの負担に上限額が設定されます。

申請

必要書類を居住地の市町の窓口に提出します。各市町の窓口の一覧はP54～56

提出された書類を県で判定し、受給者証の交付決定を行います。

受給者証は市町を通じてお渡しします。やむを得ない事情により、医療機関への送付を希望する場合には、各市町の窓口にご相談ください。

申請に必要なもの

1. 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
2. 診断書
3. 健康保険証
4. 世帯の所得等を確認する書類(住民税非課税世帯の方のみ)
障害年金証書、年金振込通知書または通帳の写しなど
5. 同意書
6. マイナンバーカードまたは通知カード

※申請書、診断書、同意書は市町の窓口に複写式の様式があります。

※更新申請の場合は自立支援医療受給者証が必要です。

注意事項

精神通院医療の受給は、申請日以降に限られます。

受給者証の有効期間は1年です。有効期限の3か月前から更新申請が可能です。



2. 重度障がい者(精神)医療費無料化対策事業

重度の精神障がいの方が必要な医療を安心して受けられるよう、全ての通院医療にかかる医療保険の自己負担額を助成するものです。

対象者

精神障害者保健福祉手帳(障害等級1、2級のみ)所持者、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者の方が対象です。

所得制限があり、受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは受給できない場合があります。

精神障害者保健福祉手帳はP28、自立支援医療(精神通院医療)はP10

内容

医療機関の窓口で支払った自己負担額から、高額療養費などの給付を受ける額を除いた額が、後日、居住地の市町から助成されます。

申請

居住地の市町の窓口にお問い合わせください。各市町の窓口の一覧はP54～56

3. 特定医療費(指定難病)支給認定制度

国の指定する難病の方に対して、該当する疾患に関わる医療費を助成する制度です。指定医療機関に受診した際の医療費が助成されます。所得に応じて自己負担の上限額が定められています。

対象者

県内に居住地(住民票)があり、指定難病にかかっていると認められる方のうち、次のいずれかに該当する方が対象です。

1. 病状の程度が厚生労働大臣の定める程度(個々の指定難病に応じ、日常生活または社会生活に支障があると医学的に判断される程度)である方
2. 1に該当しない場合であって、支給認定の申請のあった月以前の12か月以内に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月数が既に3か月以上ある方(軽症高額特例に該当する方)

※若年性認知症の方が該当する可能性のある主な疾患は前頭側頭葉変性症です。

内容

特定医療費(指定難病)受給者証に記載された指定難病およびその指定難病に付随して発生する傷病に関する医療に対し、医療費の助成が受けられます。受給者の方は、自己負担割合が3割から2割に軽減されます。また、受診した複数の医療機関の自己負担を全て合算し、所得や治療状況に応じた自己負担上限月額を限度として医療費を負担することとなります。

受診の際には、必ず受給者証と裏面に添付してある「自己負担上限額管理票」を指定医療機関の窓口に提出してください。



難病法に基づく特定医療費の自己負担上限額(月額)

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ長期※	人工呼吸器等装着者
生活保護			0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税(世帯)	本人年収80万円以下	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ		本人年収80万円超	5,000円	5,000円	1,000円
一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上7.1万円未満		10,000円	5,000円	1,000円
一般所得Ⅱ	市町村民税7.1万円以上25.1万円未満		20,000円	10,000円	1,000円
上位所得	市町村民税25.1万円以上		30,000円	20,000円	1,000円

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)をいいます。

申請

居住地を管轄する健康福祉センター(保健所)に申請します。申請書の記載にあたっては、健康福祉センター(保健所)にご確認ください。[健康福祉センター・保健所の一覧はP57](#)

申請に必要なもの

1. 特定医療費(指定難病)支給認定申請書(新規用)
2. 臨床調査個人票(診断書)
3. 世帯全員の住民票(「続柄」記載のあるもの)
4. 健康保険証の写し

※受診者が国民健康保険(国保組合含む)または後期高齢者医療制度に加入している場合は、加入医療保険の世帯全員分が必要です。

※上記以外の場合は受診者分が必要です。ただし、受診者が被扶養者の場合は、被保険者分も必要になります。

5. 加入医療保険世帯の課税証明書(市町村民税(非)課税証明書などの所得状況が確認できる書類)

※受診者が国民健康保険(国保組合含む)または後期高齢者医療制度に加入している場合は、世帯内で同じ医療保険に加入している方全員分(市町国保・後期高齢者医療の方については、義務教育以下は省略可)が必要です。

※上記保険以外の場合は被保険者分が必要です。

6. 医療保険の所得区分確認書類(同意書)

7. その他必要に応じて必要となる書類
 - ・身体障害者手帳、介護保険者証などの写し
 - ・市町村民税非課税世帯の場合は受診者の収入を確認できるもの(障害年金、遺族年金などの証書)
 - ・同一の医療保険世帯内に指定難病または小児慢性特定疾病の受給者証を持つ方がいる場合はその写し
 - ・軽症高額特例に該当する方は、当該月の医療費総額が確認できる領収書、医療費申告書

※申請書類は、受診者の状況によって例外があり、上記以外にも提出が必要になる書類があります。詳しくは、[健康福祉センター\(保健所\)にご確認ください](#)。

※支給認定の申請の際に個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。申請の際には、個人番号の確認および本人確認のための書類を持参してください。



4. 高額療養費制度

公的医療保険における制度の一つで、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月(月の初めから終わりまで)で一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給されます。年齢や所得に応じて支払う医療費の上限が定められており、いくつかの条件を満たすことにより、さらに負担を軽減する仕組みも設けられています。

対象者

ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額となった方が対象です。

内容

70歳未満の被保険者・被扶養者が同一の医療機関に対して、1か月に窓口で支払った一部負担金・自己負担額が表の自己負担限度額を超えたときは、超えた金額が申請により、高額療養費として後日支給されます。

また、高額療養費の自己負担限度額に達しない場合であっても、同一月内に同一世帯で21,000円以上の自己負担が複数あるときは、これらを合算して自己負担限度額を超えた金額が支給されます(世帯合算)。なお、同人が同一月内に2つ以上の医療機関にかかり、それぞれの自己負担額が21,000円以上ある場合も同様です。

同一世帯で1年間(診療月を含めた直近12か月)に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4回目からは自己負担限度額が変わります(多数該当)。

※保険外併用療養費の差額部分や入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担額は対象になりません。

※70～74歳の方がいる世帯では算定方法が異なります。詳しくは加入している公的医療保険にお尋ねください。

自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	多数該当
年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
年収約770 ～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円以上79万円 国保：年間所得600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
年収約370 ～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上50万円 国保：年間所得210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
年収～約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税	35,400円	24,600円

※年間所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除を控除した額のことをいいます。

高額療養費の現物給付化(限度額適用認定証)

高額療養費制度では、医療機関より請求された医療費の全額を支払ったうえで申請することにより、自己負担限度額を超えた金額が払い戻しされます。しかし、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提示することで、医療機関ごとに1か月の支払額が自己負担限度額までとなります。



申請

加入している公的医療保険(国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)に申請します。

各市町の国民健康保険の窓口の一覧はP54～56



5. 高額医療・高額介護合算療養費制度

公的医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、1年間の合計額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。

対象者

世帯内で同じ公的医療保険の加入者で、医療保険と介護保険の自己負担があり、8月から1年間にかかった自己負担額の合計が自己負担限度額を超える方が対象です。

内容

公的医療保険ごとの世帯を単位として、1年間(8月1日から7月31日まで)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額(高額療養費および高額介護(予防)サービス費の支給を受けることができる場合にはその額を除く)を合算して自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた金額が支給されます。

70歳未満の医療保険の自己負担額は、医療機関別、医科歯科別、入院・通院別に21,000円以上ある場合に合算の対象となり、入院時の食費負担や差額ベッド代等は含まれません。

※公的医療保険・介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合は支給の対象になりません。また、自己負担限度額を超えた金額が500円以下の場合も支給の対象にはなりません。

※70～74歳の方がいる世帯では算定方法が異なります。詳しくは加入している公的医療保険にお問い合わせください。

自己負担限度額

所得区分		自己負担限度額
年収約1,160万円～	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	2,120,000円
年収約770～約1,160万円	健保：標準報酬月額53万円以上79万円 国保：年間所得600万円超901万円以下	1,410,000円
年収約370～約770万円	健保：標準報酬月額28万円以上50万円 国保：年間所得210万円超600万円以下	670,000円
年収～約370万円	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	600,000円
住民税非課税		340,000円

※年間所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除を控除した額のことをいいます。

申請

まず、居住地の市町の介護保険制度の窓口で申請手続きを行い、介護保険の自己負担額証明書の交付を受けます。各市町の介護保険制度の窓口の一覧はP54～56

自己負担額証明書を添付して7月31日時点で加入している公的医療保険(国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)に申請します。各市町の国民健康保険の窓口の一覧はP54～56



第3章 就労の支援・退職時の手続き

認知症の診断を受けた場合でも、周囲の配慮を得て仕事を継続することが可能な場合があります。また、退職した場合でも、病気に対する配慮がある職場を探すことができます。専門の窓口がありますので、活用しましょう。仕事を長期間休む場合や、退職した場合に必要な手続きについても把握しておくと安心です。

1. 就労に関する支援窓口

障害者職業センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて設置・運営されている施設です。ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している、または雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

対象者

障害のある方で、就労している方や就労を希望している方が対象です。

利用に際して、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

支援内容

<職業相談・職業評価>

- ・就職の希望などを把握した上で、安定した職業生活、就職、復職に向けての現状や目標を整理するための相談や職業能力などの評価を行います。
- ・個人の状況に応じた支援計画(職業リハビリテーション計画)を策定します。

<職業準備支援>

- ・就職または職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るための支援
- ・職業に関する知識習得のための支援
- ・社会生活技能などの向上を図るための支援
※センター内での作業体験や講習、グループミーティングなどを通じて、作業面・対人面に関するご自身の特徴(得意なこと、苦手なことなど)について理解を深めながら、就職へ向けた準備を整えます。
- ※支援期間(2~12週間)と開始日(随時)は相談のうえ決定します。
- ※費用は無料ですが、工賃・交通費などの支給はありません。

<職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援>

- ・事業所にジョブコーチを派遣し、障害者および事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。

利用

相談・利用はすべて無料です。相談は予約制です。事前に電話で連絡してください。

問い合わせ・相談先

名 称	福井障害者職業センター
所 在 地	福井市光陽2-3-32
電 話 番 号	0776-25-3685
時 間	月～金曜日 午前8時45分から午後5時00分まで(祝日・振替休日・年末年始はお休み)



障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは、就業およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センターの窓口での相談や職場・家庭訪問などを行います。障害者の方の就職に向けた支援、在職者への支援、事業主に対する助言、日常・職業生活上の支援や助言を受けることができます。

対象者

障害のある方で、福井県内に居住地のある方(居住地によって担当のセンターが異なります)
 障害のある方のご家族、支援者の方
 現在、障害のある方を雇用している事業主の方
 障害のある方の雇用を考えている事業主の方

支援内容

- <就業に関する相談支援>
 - ・就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習の斡旋)
 - ・就職活動の支援(ハローワークへの同行、面接への同行)
 - ・職場定着に向けた支援
- <障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言>
- <日常生活・地域生活に関する助言>
 - ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言
 - ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- <関係機関との連絡調整>

利用

相談、利用は無料です。まずはお電話か来所でご相談ください。相談内容に応じた支援を行います。

問い合わせ・相談先

▶嶺北地域の方

名 称	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく
所 在 地	福井市三郎丸 4-303
電 話 番 号	0776-97-5361
時 間	月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで(祝日・振替休日・お盆・年末年始はお休み)

▶嶺南地域の方

名 称	嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき
所 在 地	敦賀市神楽町1-3-20(敦賀市障害者地域生活支援センターこだま内)
電 話 番 号	0770-20-1236
時 間	月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで(祝日・振替休日・年末年始はお休み)



ハローワーク(専門相談窓口)

ハローワークでは、就職を希望する障害者の方に、専門の職員、相談員を配置し、ケースワーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業相談、職業紹介、職場定着指導などを行っています。障害者に限定した求人のほか、一般的の求人に応募することも可能です。また、個別にその方に合った求人を開拓したり、面接に同行するなど、きめ細かな支援を行っています。

対象者

障害があり、就職を希望する方が対象です。

※身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

相談内容

<仕事をしたいが、不安がある>

- ・仕事の探し方や履歴書の書き方など、就職に関する様々な相談に応じます。
- ・障害者の方を対象とした求人情報を提供します。
- ・生活面を含む幅広い支援を希望される方には、障害者就業・生活支援センターなどの支援機関を紹介します。

<どのような仕事が向いているかわからない>

- ・障害の状況やこれまでの経験などを聞きながら、アドバイスします。
- ・職業能力や適性などを把握するために、必要に応じて障害者職業センターによる職業評価を案内します。

<採用面接で、自分のことをうまく説明する自信がない>

- ・面接の受け方や履歴書の書き方などの相談に応じます。
- ・求人に応募する際、配慮を必要とする事項を求人企業に説明します。
- ・必要に応じて、ハローワークや就労支援機関の担当者が面接に同行します。

<就職しても長続きしないのではないか心配>

- ・就職後も、ハローワークや就労支援機関が訪問などを通じて継続的に支援します。
- ・職場に適応できるよう、就労支援機関と連携して、障害者と求人企業に対する各種の支援を行います。

利用

居住地を管轄しているハローワークにお問い合わせください。 [ハローワークの一覧](#)はP58

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はご持参ください。



2. 傷病手当金

業務外の病気やケガによる休業中、被保険者とその家族の生活を保障するための制度です。事業主から十分な報酬が受けられない場合に、加入している公的医療保険(被用者保険)から支給されます。

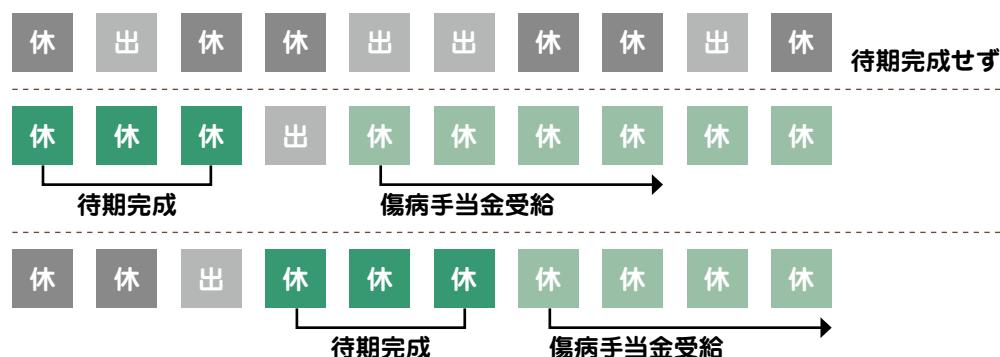
ここでは協会けんぽの制度を例に説明します。健康保険組合や共済組合の場合は加入している公的医療保険(被用者保険)によって支給内容が多少異なる場合がありますので、加入している公的医療保険(被用者保険)の窓口にお問い合わせください。

対象者

公的医療保険(被用者保険)の被保険者の方が以下のすべての条件を満たしたときに支給の対象となります。

1. 業務外の病気やケガの療養のために入院、または自宅療養の状態であること
2. 仕事に就くことができないこと(労務不能)
3. 最初に3日間連続で休み、4日目以降も就労できること(3日間を待期期間という)

「待期3日間」の考え方



※待期には、給与の支払があったかどうかは関係ありません。有給休暇を取得した日、土日、祝日などの公休日も労務不能であった場合は、待期期間に含まれます。

4. 休業期間に、給与の支払いがないこと

※傷病手当金は、療養中で給与がもらえない期間の生活費を保障するものです。有給休暇を取得するなどして給与が支払われている場合は支給の対象にはなりません。ただし、休業中の給与の額が傷病手当金よりも少ない場合は、差額が支給されます。

※退職後の任意継続被保険者である期間に発生した病気やケガで療養している場合は、傷病手当金の支給対象にはなりません。

※自営業の方などが加入する国民健康保険には傷病手当金の制度はありません。

内容

支給金額

下記のとおり計算します。

$$1\text{日あたりの日額} = \left[\frac{\text{支給開始日以前の継続した12か月間の}}{\text{各月の標準報酬月額を平均した額}} \right] \div 30\text{日} \times 3\text{分の2}$$

支給開始日の以前の期間が12か月に満たない場合は下記のうち、少ない方の額を使用して計算します。

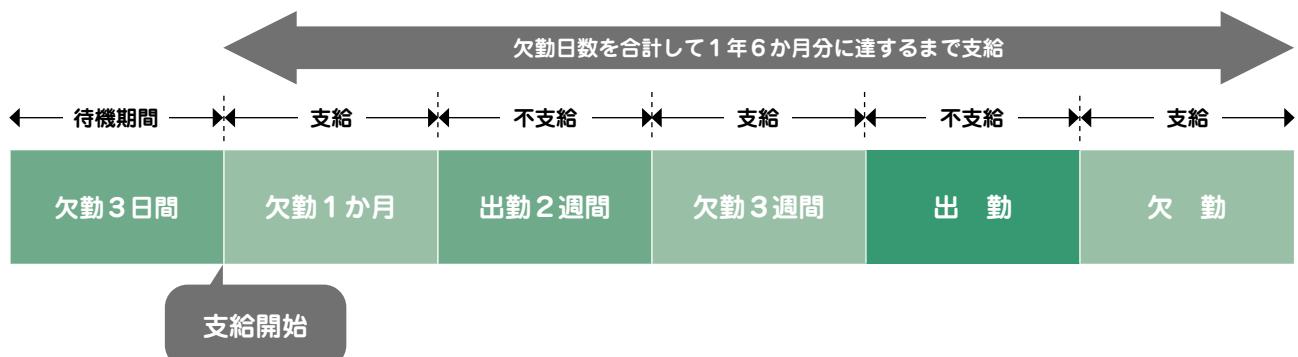
1. 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
2. 支払開始日を含む年度の前年度9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額



支給期間

傷病手当金は、業務外の病気やケガのために3日間連続して仕事を休んだ後、4日目から支給されます。支給期間は最大で1年6か月間です。

症状が軽くなり、一度復職して傷病手当金の支給対象から外れた後、同じ病気で再度欠勤した場合は、最初の支給開始日から傷病手当金支給日数を通算して1年6か月までの支給となります。



退職後の支給

退職日までの公的医療保険加入期間が継続して1年以上あり、退職日に現に傷病手当金の支給を受けてい るか、受けられる状態(支給対象の条件1・2・3を満たす状態)であれば退職後も引き続き公的医療保険から支給されます。ただし、退職日に出勤すると、労務不能とみなされず、継続して傷病手当金を受給できなくなるため注意が必要です。

退職後、公的医療保険の被扶養者制度や国民年金の第3号被保険者制度を利用する場合、傷病手当金は「収入」とみなされます。収入要件を超えるとこれらの制度の対象にはなりませんので注意が必要です。

注意事項

以下の場合は、支給日額が傷病手当金の日額より少ない場合のみ、その差額が支給されます。

- ・給料が支払われた場合
- ・同一の疾病により、障害厚生年金の給付を受けている場合
- ・退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金の給付を受けている場合

申請

加入している公的医療保険(被用者保険)に申請します。

申請書には事業主の休業日証明欄、医師の労務不能日の証明欄・医学的な所見の記入欄があるため、事業主および医師の証明が必要です。退職後の請求の場合、事業主の証明は必要ありませんが、医師の証明が必要です。
※会社員や公務員の方は、勤務先が定めている休職制度なども利用できる場合があります。就業規則などを確認してください。



3. 雇用保険(失業給付)

雇用保険の被保険者の方が、自己都合、定年、倒産、契約期間の満了などにより離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職するために支給されるものです。

対象者

下記のいずれの条件も満たす方が対象です。

- 就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること。
※病気やけがのため、すぐには就職できないときや定年などで退職して、しばらく休養しようと思っているときは、基本手当を受けることができません。このような場合、受給延長の手続きをとると3年間受給期間が延長されます。
- 離職の日以前2年間に、被保険者期間(月11日出勤)が通算して12か月以上あること。
※ただし、特定受給資格者(「倒産」「解雇」などによる離職者)または特定理由離職者(やむを得ない正当な事情で離職したことハローワークが認めた者)については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上ある場合でも可。受給資格はハローワークが判断します。

内容

支給金額

雇用保険で受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

この基本手当日額は、原則として離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金(賞与などは除きます)の合計を180で割って算出した金額(賃金日額)のおよそ50～80%(60歳～64歳については45～80%)となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。

基本手当日額は年齢区分ごとにその上限額が定められています。

<基本手当日額の上限額>(令和3年8月1日現在)

30歳未満	6,760円
30歳以上45歳未満	7,510円
45歳以上60歳未満	8,265円
60歳以上65歳未満	7,096円

給付日数

基本手当の支給を受けることができる日数(給付日数)は90日から360日で、年齢、雇用保険の被保険者であった期間、離職の理由などにより決定します。



申請

できれば在職中に「雇用保険被保険者証」の有無を確認してください。また、会社がハローワークに提出する「離職票」については、離職前に本人が記名することになっていますので、離職理由等の記載内容についても確認してください。離職後、「雇用保険被保険者離職票1・2」が交付されます。

受給資格の決定までの流れ

1. 求職の申し込み

居住地を管轄するハローワークに必要書類を提出して、求職の申し込みを行います。

ハローワークの一覧はP58

申請に必要なもの

- ・雇用保険被保険者離職票1・2
- ・本人確認、住所および年齢を確認できる官公署の発行した写真つきのもの
(運転免許証、住民基本台帳カード(写真つき)など)
- ・写真(たて3cm×よこ2.4cmの正面上半身、かつ、3か月以内に撮影したもの)
- ・印鑑
- ・本人名義の普通預金通帳
- ・個人番号が確認できるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ・精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳(交付されている方のみ)

※ハローワークでは、受給要件を満たしていることを確認した上で、受給資格の決定を行ないます。このときに、離職理由についても判定します。

受給資格の決定後、受給説明会の日時が指定されます。また、「雇用保険受給資格者のしおり」をもらいます。

2. 雇用保険受給者初回説明会

指定の日時に開催されますので、必ず出席してください。

「雇用保険受給資格者証」、「失業認定申告書」を受け取り、第1回目以降の「失業認定日」がいつなのか説明を受けます。

3. 失業の認定

原則として、4週間に1度、失業の認定(失業状態にあることの確認)を行います。

指定された日に管轄のハローワークに行き、「失業認定申告書」に求職活動の状況等を記入し、「雇用保険受給資格者証」とともに提出してください。

注意事項

基本手当の支給を受けるためには、失業の認定を受けようとする期間^{*1}中に、原則として2回以上(基本手当の支給に係る最初の認定日における認定対象期間中は1回)の求職活動^{*2}の実績が必要です。単なる、ハローワーク、新聞、インターネットなどでの求人情報の閲覧、単なる知人への紹介依頼だけでは、この求職活動の範囲には含まれません。

※1 認定対象期間といい、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間を指します。

※2 就職しようとする意思を具体的かつ客観的に確認できる積極的な活動のことをいいます。



4. 公的年金の手続き

60歳前で退職した場合、加入している年金によって手続きが必要になります。厚生年金に加入していた場合は、第1号被保険者として国民年金に加入、または配偶者の加入する厚生年金の被扶養配偶者として第3号被保険者の手続きを行います。失業など、特別な事情がある方は国民年金保険料が免除される場合があります。

国民年金保険料免除

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人から申請書を提出し、承認されると国民年金保険料の納付が免除になります。

対象者

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象です。免除の対象に該当するかは各市町の窓口にお問い合わせください。

内容

免除される額は、[全額]・[4分の3]・[半額]・[4分の1]の4種類があります。どの免除になるかは収入などによって異なります。

手続きをするメリット

保険料を免除された期間は、免除の種類により老齢基礎年金を受け取る際に保険料納付した場合の[2分の1(税金分)]・[8分の5]・[4分の3]・[8分の7]の金額を受け取れます(手続きをせずに未納となった場合、老齢基礎年金は受け取れません)。

また、保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

※障害年金(2級以上)を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方は「法定免除」となります。

申請

居住地の市町の窓口に申請書を提出してください。各市町の窓口の一覧はP54～56

国民年金の第3号被保険者制度

厚生年金被保険者の被扶養配偶者は、20歳から60歳未満の間、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。

対象者

被保険者により主として生計を維持されている配偶者で、下記の収入要件を満たす方が対象です。

1. 年間収入130万円未満(障害者の場合は、年間収入*180万円未満)
2. (1)同居の場合…収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満
(2)別居の場合…収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満

*年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます(給与所得などの収入がある場合は月額108,333円以下、雇用保険等の受給者の場合は日額3,611円以下であること)。また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金(遺族・障害)、公的医療保険の傷病手当金や出産手当金、不動産所得なども含まれますので、注意が必要です。



内容

第3号被保険者である期間は、第1号被保険者期間と異なり、保険料を自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

申請

厚生年金の被保険者が事業主を経由して「被扶養者(異動)届」を日本年金機構に提出します。
提出時期は事実発生から5日以内です。

添付書類(以下の1は全員、2については該当する場合のみ添付が必要です。)

1. 収入要件確認のための書類

(1)所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている方

- ・年金改定通知書(年金受給者)
- ・給与支払証明書(パート収入のある人)
- ・失業給付受給資格者証(失業給付受給者)
- ・通知書(傷病・出産手当受給者)

※退職後、年金収入・パート収入のない専業主婦の場合は、添付書類は不要です。ただし、被扶養者になった日が事業主への提出日より60日以上遅延する場合は、以下(2)のとおりの添付書類が必要となります。

(2)(1)以外の方

ア 退職したことにより収入要件を満たす場合	退職証明書または雇用保険被保険者離職票の写し
イ 雇用保険失業給付受給中の場合または雇用保険失業給付の受給終了により収入要件を満たす場合	雇用保険受給資格者証の写し
ウ 年金受給中の場合	現在の年金受取額がわかる年金額の改定通知書などの写し
エ 自営(農業等含む)による収入、不動産収入などがある場合	直近の確定申告書の写し
オ 上記イ～エ以外に他の収入がある場合	上記イ～エに応じた書類および課税(非課税)証明書
カ 上記ア～オ以外	課税(非課税)証明書

2. 内縁関係を確認するための書類 ※提出日から遅って90日以内に発行されたもの

- ・内縁関係にある両人の戸籍謄(抄)本
- ・被保険者の世帯全員の住民票(個人番号の記載がないもの)
- ・世帯分割をしている場合は、両人の住民票謄本

注意事項

- ・被扶養配偶者の年間収入が増え、上記の収入要件を満たさなくなった場合には、第3号被保険者の対象から外れることとなり、厚生年金に加入するか、自身で国民年金第1号被保険者の加入の手続きを行います。
- ・同時に住所が変わるとときは、被保険者住所変更届の提出が必要です。
- ・協会けんぽ以外の公的医療保険(被用者保険)の被保険者の配偶者が被扶養者の場合は、「国民年金第3号被保険者該当(種別変更)届」のみを日本年金機構に提出してください。
- ・厚生年金加入の被保険者が65歳を経過し、年金の受給資格を満たす場合、被扶養配偶者は60歳までの強制加入期間は国民年金第1号被保険者となり、国民年金保険料の納付が必要になります。



5. 公的医療保険の手続き

失業時点で75歳未満の方は、失業後公的医療保険の切り替えが必要です。加入できるもののうち、保険料の負担や給付内容を考慮して選択します。特別な理由で退職した方は、国民健康保険の保険税が軽減される場合があります。

加入の方法は下記の3つです。

1. 加入していた公的医療保険(被用者保険)の任意継続制度を利用する
2. 国民健康保険に加入する
3. 家族の加入している公的医療保険(被用者保険)の被扶養者になる

公的医療保険任意継続制度

加入期間等の条件を満たす場合は、加入していた公的医療保険(被用者保険)に継続して加入することができます。保険料はすべて加入者が負担するため、保険料は在職中よりも高くなります。

ここでは協会けんぽの制度を例に説明します。健康保険組合、共済組合の場合は加入している公的医療保険(被用者保険)で内容(保険料・負担料・報酬月額の限度額・加入条件等)が異なります。退職時に加入している公的医療保険(被用者保険)にお問い合わせください。

対象者

資格喪失日の前日までに、継続して2か月以上の被保険者期間がある方が対象です。

内容

任意継続被保険者である間は、原則として在職中の被保険者が受けられる保険給付と同様の給付を受けることができます。ただし、任意継続加入中に新たに発生した傷病手当金・出産手当金は支給されません。

加入期間

任意継続被保険者となった日から2年間です。

以下の場合には資格喪失となります。

1. 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき(被保険者証に表示されている予定年月日)
2. 保険料を納付期日までに納付しなかったとき(納付期日の翌日)
3. 就職し、健康保険組合、共済組合などの被保険者資格を取得したとき(被保険者資格を取得した日)
4. 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき(被保険者資格を取得した日)
5. 被保険者が死亡したとき(死亡した日の翌日)
6. 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出たとき(申出が受理された日の属する月の末日)

保険料

退職時の標準報酬月額×9.96%です(都道府県によって保険料が異なります。40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、これに全国一律の介護保険料率1.64%が加わります)。ただし、退職時の報酬月額が29万円以上の方は、標準報酬月額の上限を30万円として算定します。

申請

資格喪失日から20日以内に加入している公的医療保険(被用者保険)に申請します(20日は歴日数)。



国民健康保険税の軽減

国民健康保険税は前年度の収入から決定されますが、やむを得ない理由による離職等で保険税の納付が難しい場合は、保険税が軽減されます。

対象者

雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇など、事業主の都合で離職した人)や雇用保険の特定理由離職者(やむを得ない正当な理由で離職したとハローワークが認めた人)で保険税の納付が難しい方が対象です。

内容

国民健康保険税の算定の際、前年の給与所得を100分の30として保険税が算定されます。

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの保険税に適用されます。申請日から離職日まで遡って適用され、払い過ぎた保険税は返金されます。

※軽減期間中に国民健康保険の資格を喪失した場合は、軽減措置は終了します。ただし、軽減期間中に就職、再度離職し、国民健康保険に加入した場合は軽減が受けられることがありますので、市町の窓口にお問い合わせください。

申請

居住地の市町の窓口にお問い合わせください。各市町の窓口の一覧はP54～56

公的医療保険被扶養者制度

収入要件を満たした場合は、家族が加入する公的医療保険(被用者保険)に被扶養者として加入することができます。公的医療保険では、被保険者が病気になったりけがをしたときや亡くなったとき、または、出産したときに保険給付が行われますが、その被扶養者についての病気・けが・死亡・出産についても保険給付が行われます。

ここでは協会けんぽの制度を例に説明します。家族が健康保険組合や共済組合に加入している場合は、加入している公的医療保険(被用者保険)によって加入の条件が異なる場合がありますので、加入している公的医療保険(被用者保険)の窓口にお問い合わせください。

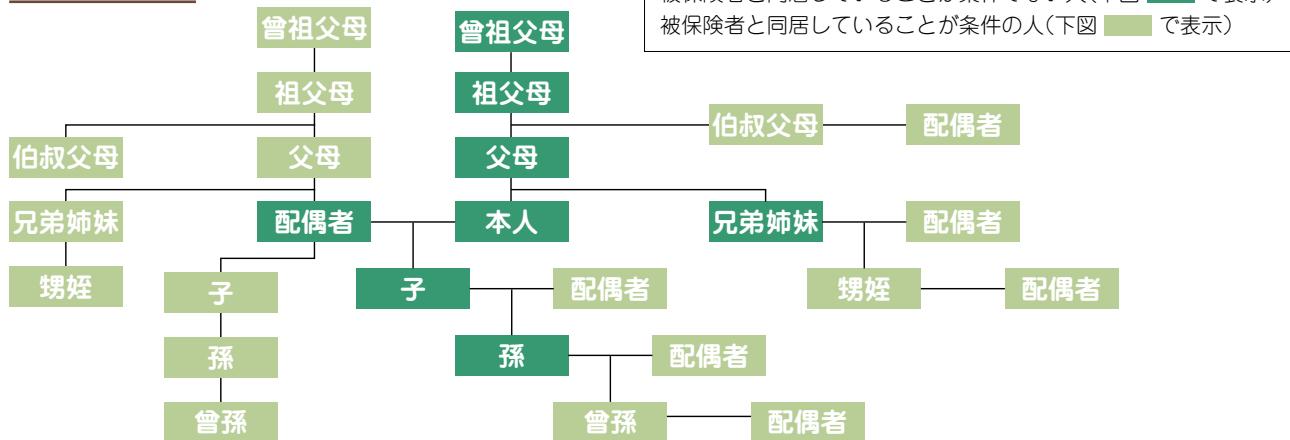
対象者

下記のいずれかに該当し、収入要件を満たす方が対象です(後期高齢者医療制度の被保険者である人は除きます)。

1. 被保険者の直系尊属、配偶者(戸籍上の婚姻届がなくとも、事実上婚姻関係と同様の人を含む)、子、孫、弟妹、兄姉で、主として被保険者に生計を維持されている人
※「主として被保険者に生計を維持されている」とは、被保険者の収入により、その人の暮らしに成り立っていることをいい、必ずしも被保険者と一緒に生活をしていなくてもかまいません。
2. 被保険者と同一世帯(同居して家計を共にしている状態)で、主として被保険者の収入により生計を維持されている次の
 - (1) 被保険者の3親等以内の親族(1に該当する人を除く)
 - (2) 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子
 - (3) (2)の配偶者が亡くなった後における父母および子



親等内の親族図



收入要件

＜認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合＞

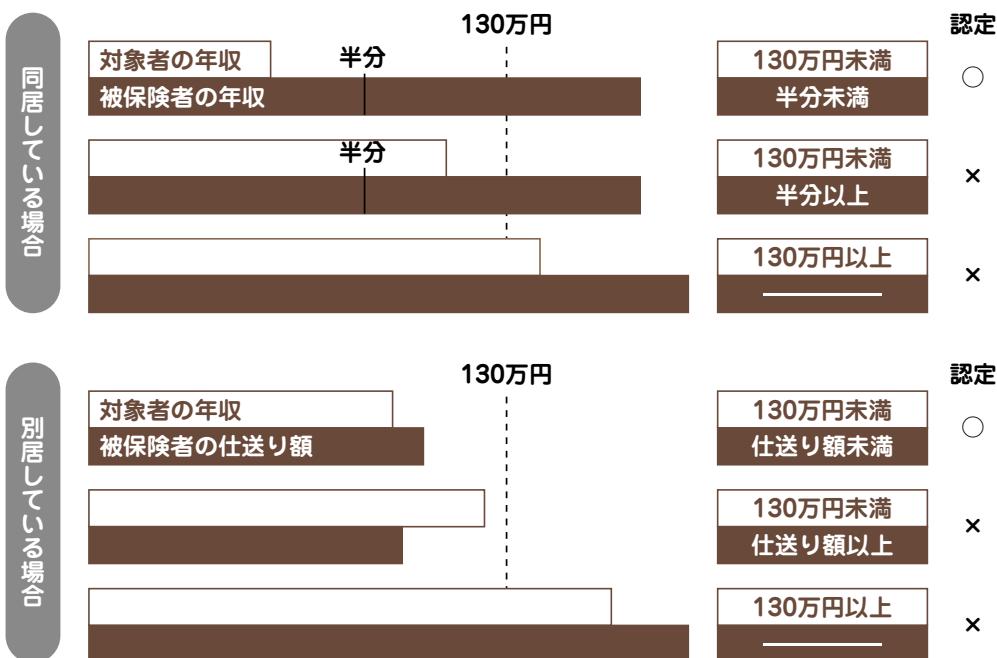
認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または障害年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)あって、かつ、被保険者の年間収入2分の1未満であること。

※上記に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合、その世帯の生計の状況を果たしていると認められるときは、被扶養者となる場合があります。

＜認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合＞

認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ないとすること。

収入要件の目安



* 認定対象者が60歳以上または障害年金を受けられる程度の障害者の場合は、130万円を180万円と読み替えます。

申請

家族が加入する公的医療保険(被用者保険)に申請します。

6. 社会保険労務士会

社会保険労務士は労働社会保険に関する申請書などの作成および届出の業務、労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成の業務、労務管理全般に関する相談指導業務などを行なう国家資格者です。社会保険労務士会では労働問題や年金手続についての無料相談を受け付けています。

対象者

労働問題の相談は事業主や労働者の方が対象です。年金相談はどなたでも利用できます。

相談内容

労働問題の相談窓口として「総合労働相談所」を開設し、無料の労働相談を実施しています。社会保険・年金・雇用保険・労働問題・職場トラブル・セクハラ・パワハラ問題・助成金などに関する相談に対応しています。

無料相談

労働相談、社会保険全般、助成金等の相談ができます。

場 所：福井市役所(1階市民相談室)

相談時間：毎月第1木曜日 13:00～16:00

お問い合わせは社会保険労務士会(下記問い合わせ先)までご連絡ください。

総合労働相談所【予約制】

対面方式による相談ができます。

※直接面談では話せない・遠方でお越しいただけない場合は、お気軽にお電話下さい。

場 所：福井市大手3-7-1 織協ビル7階

電 話：0776-21-4864(月～金曜日 9:00～17:00)

相談時間：毎月第1・第3金曜日 14:00～17:00

年金手続においては、県会事務局に「年金相談センター」を開設し、年金相談など、社会保険制度全般の相談に対応しています。年金相談機関として「街角の年金相談センター福井(オフィス)」を設置し、日本年金機構所管の年金事務所と連携した年金相談を行っています。

年金相談センター【予約制】

年金に関する問題全般について公的年金制度の加入者や受給者、地域住民、事業主などからの相談に応じます。相談は無料です。

※年金支給額の見込みおよび裁定請求の受付はお近くの年金事務所・街角の年金相談センター福井(オフィス)をご利用下さい。

所 在 地：福井市大手3-7-1

織協ビル7階

相談時間：毎月第1・第3月曜日

10:00～17:00

ご予約・お問い合わせは社会保険労務士会(下記問い合わせ先)までご連絡ください。

街角の年金相談センター福井(オフィス)

所 在 地：福井市手寄1丁目4-1 AOSSA(アオッサ)2階

電 話：0570-05-4890(予約専用)

受付時間：月～金曜日 9:00～17:15

(祝日・振替休日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

※国民年金に関するお手続きや、事業所からのお届けは受け付けておりません。対面のみで、電話相談は受け付けておりません。

相談内容

- ・公的年金に関するご相談、年金見込額の試算
- ・年金請求書の受付(老齢給付・遺族給付・障害給付)
- ・住所変更や受取金融機関などの変更届等の受付
- ・源泉徴収票・支払通知書・年金証書・改定通知書などの再交付受付
- ・「ねんきん定期便」などの年金加入記録についてのご相談

問い合わせ先

名 称	福井県社会保険労務士会
所 在 地	福井市大手3-7-1 織協ビル7階
電 話 番 号	0776-21-8157
時 間	月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分



第4章 障害福祉・介護保険

1. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、各種の福祉サービスを受けるために、障がいがあることを証明するものです。精神障害者保健福祉手帳を所持している方への援助制度があります(等級により対象とならない場合もあります)。

対象者

何らかの精神疾患(てんかん、発達障がいなどを含みます)により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象です。その精神疾患の初診から6か月以上経過していることが必要です。

申請

1. 居住地の市町の窓口に必要書類を提出してください。各市町の窓口の一覧はP54～56

申請に必要なもの

<診断書による申請の場合>

1. 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
2. 写真(上半身 縦4cm×横3cm)
3. 印鑑
4. 手帳用の診断書

<障害年金証書の写しによる申請の場合>

1. 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
2. 写真(上半身 縦4cm×横3cm)
3. 印鑑
4. 年金証書の写しまたは年金の振込通知書など、年金を受給していることを証する書類
5. 同意書

※手帳交付申請書、診断書、同意書は複写式の様式が市町役場にあります。

※診断書様式は自立支援医療(精神通院医療)申請用と合わせた様式となっています。

2. 県で障がいを判定または年金事務所に申請者の障害年金受給状況を照会します。

3. 2の結果をもとに手帳を交付します。

4. 手帳は市町を通じて申請者にお渡しします。

手帳で受けられるサービス

- ・所得税・住民税の障害者控除 P41
- ・N H K 受信料の免除(各市町の精神障害者保健福祉手帳の窓口にお問い合わせください)
- ・自動車税(種別割・環境性能割)の減免 P42
- ・相続税の控除や贈与税の非課税(居住地を管轄する税務署にお問い合わせください) 税務署の一覧はP58
- ・重度障がい者(精神)医療費無料化対策事業 P11
- ・公共施設や娯楽・レジャー施設などの入場料の減免(各施設にご確認ください)

その他にも利用できるサービスや制度があります。詳細は各市町の精神障害者保健福祉手帳の窓口にお問い合わせください。

注意事項

手帳には有効期限があります。有効期限終了の3か月前から更新の手続きができます。



2. 障害福祉サービス

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、様々な支援を受けることができます。ただし、介護保険サービスが利用できる方は介護保険サービスの利用が優先されます。

対象者

- ・障害福祉サービスを申請した障がいをお持ちの方で、市町がサービス等利用計画案の提出を求めた方
- ・地域相談支援を申請した障がいをお持ちの方で、市町がサービス等利用計画案の提出を求めた方

※介護保険サービスを利用する場合は、障害福祉サービス固有のサービス（行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援など）の利用を希望する方で、市町が必要と認めた方

内容

訪問系サービス、日中活動系サービスなどのサービスが利用できます。障害福祉サービスの一覧はP30原則として利用者は費用の1割を負担します（サービス内容、市町、所得状況により異なります）。

申請

1. 相談

居住地の市町の窓口または計画相談支援事業者^{*1}に相談します。サービスが必要な場合は居住地の市町の窓口に申請します。各市町の窓口の一覧はP54～56

2. 申請

支給の申請を行うと、現在の生活や障がいの状況についての調査が行われます（サービス利用に関して支援を必要とする人は、計画相談支援事業者に相談して「サービス等利用計画」を作成します）。

申請の際は、マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードが必要です。

3. 審査・判定

調査の結果をもとに市町で審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。

4. 認定・通知

障害支援区分や介護する人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証^{*2}が交付されます。

5. 事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。

6. サービス利用

サービスの利用を開始します。

※1 計画相談支援事業者は、「指定特定相談支援事業所」のことです。障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

※2 受給者証はサービスの支給が決まると交付されます。サービスの利用に必要な情報が記載されていますので大切に扱ってください。



障害福祉サービスの一覧

サービス内容		
訪問系 介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う(日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む)
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系 訓練系・就労系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

<計画相談支援>

障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとの見直し(モニタリング)などの支援を行います。

その他のサービス

<地域移行支援>

入所や入院などをされている方に、住居の確保、福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

<地域定着支援>

居宅で一人暮らしの障がいがある方に、夜間も含む緊急時の連絡や相談などの支援を行います。

<地域生活支援事業>

地域生活支援事業は、障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の事情に応じて市町と都道府県が協力して実施する事業です。障がい者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行います。

地域生活支援事業の一例

● 地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。

● 成年後見制度利用支援

申立てを行う親族がいない方や、経済的理由で成年後見制度の利用が困難な方の支援を行います。

※利用できるサービスは市町によって異なりますので、詳細は居住地の市町の窓口にお尋ねください。

各市町の窓口の一覧はP54～56



3. 介護保険サービス

介護保険サービスの対象は65歳以上で介護の必要な方が原則ですが、65歳未満でも特定疾病が認定されれば、同様にサービスを受けることができます。利用するには、介護認定を受ける必要があります。

対象者

次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・65歳以上の方(第1号被保険者)で介護が必要となった方
- ・40歳から64歳までの方(第2号被保険者)で老化に起因する特定疾患によって介護が必要になった方

特定疾患

- ・がん末期
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

内容

在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどを利用することができます。

利用者は、サービスを受けたときにかかる費用の1～3割を負担し、7～9割が介護保険から支給されます。在宅サービスは、認定区分ごとに1か月に利用できるサービスの上限(支給限度額)が決まっており、支給限度額を超えた分は全額自己負担になります。

※通所サービス先での食事など、介護保険サービスの対象とならない費用が必要な場合もあります。

認定区分ごとの支給限度額の目安

区分	1か月あたりの支給限度額の目安
要支援1	50,320円程度
要支援2	105,310円程度
要介護1	167,650円程度
要介護2	197,050円程度
要介護3	270,480円程度
要介護4	309,380円程度
要介護5	362,170円程度



申請

1. 要介護認定申請書の提出

介護を必要としていることを認定してもらうために、居住地の市町の窓口に申請書と介護保険被保険者証を提出します(介護保険被保険者証がまだ交付されていない場合は、申請書だけを提出します)。第2号被保険者の方が申請する場合は申請書と医療保険証が必要です。各市町の窓口の一覧はP54～56

※申請は、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

2. 訪問調査(認定調査)

市町等の職員または市町等から依頼された調査員が居宅や入所施設を訪問し、本人の心身の状態や日常生活の自立度などについて調査します。

3. 主治医の意見書

主治医(主治医を決めていない場合は市町等の指定医)の意見書が必要です。

※取得方法は保険者(市町等)によって異なるので、各市町に相談してください。

4. 審査判定

調査結果および主治医意見書の一部の項目はコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行なわれます(一次判定)。

保健・医療・福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で、一次判定結果と主治医の意見書をもとに、要介護度の審査・判定を行います(二次判定)。

5. 認定結果の通知

判定結果に基づいて要介護認定を行い、ご本人に通知が届きます(申請から認定まで、原則として30日以内に行われます)。認定区分は、「要支援1～2」「要介護1～5」「非該当」の8段階に分けられます。

要介護の認定を受けた方は「介護サービス」、要支援の認定を受けた方は「介護予防サービス」が利用できます。

6. 居宅サービス計画等の作成依頼

居宅サービス等を利用する場合は、居宅サービス計画等(ケアプラン)の作成が必要となります。「要介護1」以上の居宅サービス計画は指定居宅介護支援事業所に依頼し、「要支援1」「要支援2」の介護予防サービス計画は地域包括支援センターに依頼します(ケアプランは、自分で作成することもできます)。

包括支援センターの一覧はP51

7. 居宅サービス計画等の作成

指定居宅介護支援事業所や地域包括支援センターは、どのような居宅サービス等を、どの指定居宅サービス事業所等から、どのようなスケジュールで利用するのがよいか、ご本人の状態およびアセスメントに基づき、ご本人やご家族の希望を尊重しながら、できるだけ自立した生活ができるようなケアプランを作成します。

8. サービス開始

居宅サービス計画等に基づいたサービスの提供が始まります。

※認定結果が「非該当」となった方は、介護保険サービスは利用できません。ただし、心身の状態が悪化し、介護が必要な状態になれば、いつでも再申請ができます。

※認定結果には認定の有効期間が書かれています。有効期間以降引き続きサービスを利用する場合は更新申請が必要です。有効期間満了の2か月前から申請できます。また、有効期間満了までに身体の状態が変化し、認定区分の変更が必要な場合は、認定期間の途中でも変更申請を行うことができます。



4. 高額介護(予防)サービス費

介護保険サービスを利用し、1か月の利用者負担額が上限額を超えた場合に、超えた金額が払い戻されます。

対象者

介護保険サービスを利用している方で、1か月の利用者負担額が上限額を超えた方が対象です。

ただし、以下の利用者負担額は対象になりません。

- ・特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入に係る利用者負担分
- ・住宅改修、介護予防住宅改修にかかる利用者負担分
- ・保険対象外のもの（施設サービス利用における食費、居住費、日常生活費など）
- ・支給限度額を超える利用者負担分
など

内容

利用者負担額の上限額（月額）は次のとおりです。

課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯 ^{※2} ）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯 ^{※2} ）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯 ^{※2} ）
世帯全員が市町村民税非課税の方	24,600円（世帯 ^{※2} ）
世帯全員が市町村民税非課税で前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯 ^{※2} ） 15,000円（個人 ^{※2} ）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯 ^{※2} ）

※1 世帯内に課税所得が145万円以上ある65歳以上の方があり、かつ、世帯内の65歳以上の方の収入が383万円以上（65歳以上の方が2名以上の場合は520万円以上）ある方が該当します。

※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

申請

保険者（市町等）からお知らせと申請書が届きますので、各市町の介護保険制度の窓口に申請してください。

各市町の窓口の一覧はP54～56

申請は初回のみで、その後対象になった場合は自動的に指定口座に振り込まれます。

※同一世帯の被保険者において、国民健康保険と介護保険の自己負担の両方がある場合は、1年間（8月～翌年7月）のこれらの自己負担の合算額の上限（自己負担限度額）を設け、負担を軽減する制度があります。

高額医療・高額介護合算療養費制度 P14



5. 特定入所者介護(予防)サービス費

施設への入所や、ショートステイを利用する場合は、施設との契約により決定された食費・居住費(滞在費)がかかりますが、該当する方は負担限度額(支払いの上限額)が設けられ、負担が低く抑えられます。

対象者

第1段階	生活保護受給者 世帯全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金を受給している方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額および非課税年金収入額 ^{*1} の合計が80万円以下の方
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額および非課税年金収入額 ^{*1} の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額および非課税年金収入額 ^{*1} の合計が120万円超の方

*1 平成28年8月から利用者負担段階判定の際に、非課税年金(遺族・障害年金)を含めて判定します。

次のいずれかに該当する場合は、対象にはなりません。

- 配偶者が市町村民税を課税されている(本人と配偶者が別世帯の場合も含む)
- 預貯金等(現金、有価証券等も含む)の合計が下記の基準額を超えている(生活保護受給者は除く)

第1段階	単身1,000万円、夫婦2,000万円
第2段階	単身650万円、夫婦1,650万円
第3段階①	単身550万円、夫婦1,550万円
第3段階②	単身500万円、夫婦1,500万円

上記の対象者に該当しない方でも、介護保険施設に入所していて、以下の要件をすべて満たす場合には、軽減の対象となることがあります。各保険者にお問い合わせください。

- 世帯の構成員の数が2人以上である
- 世帯の年間収入から、施設の利用者負担(サービス費の利用者負担分、居住費、食費の年額合計)を除いた額が80万円以下となる
- 世帯で保有する預貯金の額が450万円以下である
- 日常生活に供する資産以外に活用する資産がない
- 介護保険料を滞納していない

内容

各段階の負担限度額は次のとおりです。

利用者負担限度額	多床室特養等	多床室 老健・療養等	個室特養等	個室老健 ・療養等	ユニット型 準個室	ユニット型 個室	食費	
							施設	ショートステイ
第1段階	0円	0円	320円	490円	490円	820円	300円	300円
第2段階	370円	370円	420円	490円	490円	820円	390円	600円
第3段階①	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
第3段階②	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	1,360円	1,300円
負担軽減を受けないときの平均的な費用	855円	377円	1,171円	1,668円	1,668円	2,006円	1,445円	1,445円

申請

保険者(市町等)にお問い合わせください。各市町の窓口の一覧はP54~56



第5章 経済的な支援

1. 障害基礎年金・障害厚生年金

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されたようになった場合に受給できる年金です。障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けた日(初診日)に国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

対象者

初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月を経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にある方、または65歳に達するまでの間に障害の状態となった方が対象です。

給付要件

次のいずれの項目も満たしていることが必要です。

1. 国民年金や厚生年金に加入している間に初診日があること

※20歳前や60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。

2. 一定の障害の状態であること

3. 保険料納付要件(初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること)

(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除(学生納付特例・若年者納付猶予期間を含む)されていること

(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
(令和8年3月までの措置です)

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日があるときは、保険料納付要件は不要です。

申請

初診日に加入している年金の窓口で申請します。

各市町の窓口の一覧はP54～56、年金事務所の一覧はP58

<障害認定日(初診日から1年6か月)による請求>

障害認定日に一定の障害の状態にあるときに障害認定日の翌月から年金が受けられます(ただし、一定の納付要件が必要です)。国民年金加入中または20歳前や60歳以上65歳未満で日本国内に住所があるときに初診日がある場合は、障害等級1級・2級の障害状態に該当すれば障害基礎年金を受給できます。厚生年金加入のときに初診日がある場合は、1級・2級・3級の障害状態に該当すれば障害厚生年金を受給できます。

請求書には、障害認定日から3か月以内の診断書を添付します。請求書は障害認定日以降に提出できます。ただし、障害認定日より1年経過後に請求する場合は、請求日現在の診断書の添付が必要になります。

<事後重症による請求>

障害認定日に国民年金法施行令・厚生年金法施行令に定める障害等級1級、2級または3級の状態に該当しなかった場合でも、その後症状が悪化し、1級、2級の障害の状態になったときは「障害基礎年金」が、または1級・2級・3級の障害の状態になったときには請求により「障害厚生年金」が受けられます(ただし、一定の納付要件が必要です)。

請求書に添付する診断書は、請求手続き以前3か月以内の症状がわかるものが必要です。

事後請求による請求の場合は、請求が遅くなると年金の受け取りが遅くなります。また、請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。



内容

障害基礎年金

【1級】777,800円×1.25+子の加算

【2級】777,800円+子の加算

子の加算*

第1子・第2子 各223,800円

第3子以降 各74,600円

*18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の障害者(診断書が必要です)がいる場合に加算されます。

障害厚生年金

【1級】(報酬比例の年金額)×1.25+[配偶者の加給年金額(223,800円)]*

【2級】(報酬比例の年金額)+[配偶者の加給年金額(223,800円)]*

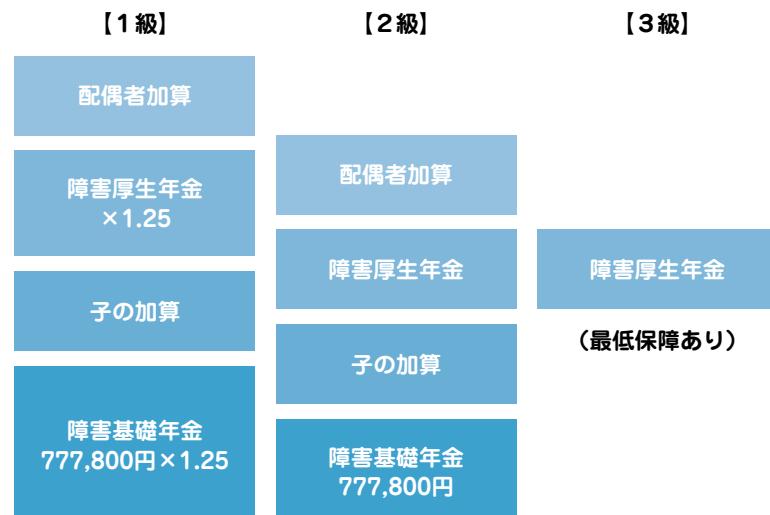
【3級】(報酬比例の年金額) 最低保障額 583,400円

*対象者がいる場合に加算されます。

*初診日に国民年金の被保険者の場合



*初診日に厚生年金の被保険者の場合



注意事項

現況届の提出

障害年金を受けている方で障害の程度を確認する必要がある方は、「障害状態確認届」に診断書が付いている届書が送付されますので、届書に住所氏名を記入し、診断書は医師に記入してもらってから提出します。期日までに提出しない場合は、年金の支給が止まることがあります。

2. 特別障害者手当

精神または身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当が支給されます。

対象者

精神または身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の在宅生活者の方が対象です。所得制限があり、受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合は支給の対象となりません。

内容

月額27,350円が支給されます。

原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

申請

居住地の市町の窓口に申請してください。各市町の窓口の一覧はP54～56

3. 生活福祉資金貸付制度

所得の少ない世帯、障がい者や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活の安定と経済的自立を図ることができるようするために、資金を貸付ける制度です。

対象者

- ・低所得世帯：世帯の所得が少ない世帯の方(所得制限があります)
 - ・障がい者世帯：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉保健手帳を持っている世帯の方
 - ・高齢者世帯：65歳以上の介護を必要とする方と共に生活している世帯の方(所得制限があります)
- ※他の制度の利用が適正と認められる場合は、他制度を利用していただきます。

内容

資金の種類により異なります。

資金の種類には総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。

【連帯保証人】

原則として、連帯保証人が必要です。ただし、連帯保証人が立てられない場合でも、借り入れることは可能です。

【貸付利子】

連帯保証人を立てられる場合は無利子、立てられない場合は年利1.5%の利子がつきます(ただし、福祉資金の緊急小口資金、教育支援資金を除きます)。

【借入に必要な書類】

借入申込書、民生委員調査書、所得・課税の証明、免許証の写しなど、資金の種類により必要な書類があります。

申請・問い合わせ先

お住まいの地域の民生委員または居住地の市町の社会福祉協議会にお問い合わせください。

社会福祉協議会の一覧はP57



4. 税制における優遇制度等

医療費が高額になった場合や精神障害者保健福祉手帳を取得した場合などに、所得税や住民税、自動車税などで優遇制度を利用できる場合があります。

医療費控除(所得税・住民税)

1年間の医療費が所定の金額を超える場合、確定申告を行うことで所得税および住民税の控除を受けることができます。病院や薬局でもらう領収書が必要になりますので、申請時期まで保管しておくようにしましょう。

対象者

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費が、所定の金額を超えている方が対象です。同一生計の親族であればその親族のために支払った医療費であっても、その医療費を支払った方の医療費控除の対象となります。

内容

控除対象金額は下記のとおりです。

(実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補填される金額^{*1})－10万円^{*2}(上限200万円)

*1 保険金などで補填される金額とは、生命保険契約などで支給される入院費給付金や、健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などです。その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引できません。

*2 ただし、その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額

申請

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を居住地を管轄する税務署に提出します。その際、医療費控除の明細書または医療費通知を確定申告書の提出の際に添付します。確定申告期限等から5年間は、医療費の領収書を保存する必要があります。

税務署の一覧はP58

申請に必要なもの

- ・医療費控除の明細書または医療費通知
 - ・給与所得の源泉徴収票(給与所得のある方)
- ※対象となる医療費の詳細は居住地を管轄する税務署にお問い合わせください。

※確定申告の時期を過ぎた場合も、遡って計算できる場合があります。居住地を管轄する税務署にお問い合わせください。

※所得税の課税がない方でも、住民税の課税がある方は控除できる場合があります。

居住地を管轄する税務署または居住地の市町の窓口にお問い合わせください。各市町の窓口の一覧はP54～56



配偶者控除と配偶者特別控除(所得税・住民税)

令和4年4月1日現在の法令に基づいて作成しています

納税者の方に、控除対象配偶者がいる場合には、納税者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられます。

配偶者控除の対象とならない場合でも、納税者及び配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。

ただし、納税者本人のその年の合計所得金額が1千万円を超える場合は、控除を受けることができません。

対象者

その年の12月31日現在で、以下のすべての要件に当てはまる人が対象となります。

1. 民法の規定による配偶者であること(内縁関係の人は該当しません)
2. 紳士者と生計を一にしていること
3. 青色申告者の事業専従者として給与の支払をうけていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと
4. 年間の合計所得金額が48万円以下であること(給与収入のみの場合は給与収入が103万円以下)…配偶者控除
5. 年間の合計所得金額が48万円超133万円以下であること(給与収入のみの場合は給与収入が103万円超201.6万円未満)…配偶者特別控除

内容

控除額は、納税者の方の合計所得金額や控除対象者の年齢により異なります。また、所得税、住民税それぞれに控除額が定められており、それぞれの控除額で計算されます。

なお、控除対象配偶者が障害者の場合には、障害者控除も受けることができます。

	納税者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	所得税			住民税		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	48万円以下	38万円	26万円	13万円	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	48万円以下	48万円	32万円	16万円	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除額	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	31万円	21万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方です。

※夫婦お互いが配偶者(特別)控除を受けることはできません。

※配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を重ねて受けることはできません。

申請

確定申告で手続きを行います。給与所得者の方は、年末調整で申告することで手続きができます。

問い合わせ先

所得税については居住地を管轄する税務署、住民税については居住地の市町の窓口にお問い合わせください。

税務署の一覧はP58、市町の窓口の一覧はP54～56



扶養控除(所得税・住民税)

令和4年4月1日現在の法令に基づいて作成しています

対象者

その年の12月31日現在で、以下のすべての要件に当てはまる人が控除対象者となります。

1. 民法の規定による配偶者以外の親族で年齢16歳以上であること
2. 納税者と生計を一にしていること
3. 年間の合計所得金額が48万円以下であること(給与収入のみの場合は給与収入が103万円以下)
4. 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと

内容

控除額は、控除対象者の年齢により異なります。また、所得税、住民税それぞれに控除額が定められており、それぞれの控除額で計算されます。

なお、控除対象者が障害者の場合には、障害者控除も受けることができます。

所得税(一人につき)

一般的扶養控除	38万円
特定扶養控除(19歳以上23歳未満)	63万円
老人扶養控除(70歳以上)	48万円
同居老親等扶養控除(同居の直系尊属で70歳以上)	58万円

住民税(一人につき)

一般的扶養控除	33万円
特定扶養控除(19歳以上23歳未満)	45万円
老人扶養控除(70歳以上)	38万円
同居老親等扶養控除(同居の直系尊属で70歳以上)	45万円

申請

確定申告で手続きを行います。給与所得者の方は、年末調整で申告することで手続きができます。

問い合わせ先

所得税については居住地を管轄する税務署、住民税については居住地の市町の窓口にお問い合わせください。

税務署の一覧はP58、市町の窓口の一覧はP54～56



障害者控除(所得税・住民税)

納税者本人または同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

対象者

若年性認知症の方が該当する可能性があるのは、次のいずれかに当てはまる場合です。

- ・常に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人(この人は、特別障害者になります)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(このうち障害等級が1級と記載されている人は、特別障害者になります)
- ・身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人(このうち障害の程度が1級または2級と記載されている人は、特別障害者になります)
- ・その年の12月31日の現況で引き続き6か月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、複雑な介護を必要とする人(この人は、特別障害者となります)

内容

所得税、住民税それぞれに控除額が定められており、それぞれの控除額で計算されます。

所得税

障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者*	75万円

住民税

障害者	26万円
特別障害者	30万円
同居特別障害者*	53万円

*同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、自己や配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方です。

※障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族がいる方にも適用されます。

申請

確定申告や年末調整を行う際に手続きを行います。

問い合わせ先

所得税については居住地を管轄する税務署、住民税については居住地の市町の窓口にお問い合わせください。

税務署の一覧はP58、市町の窓口の一覧はP54～56



自動車税(種別割・環境性能割)の減免

精神障害者の方は、その方の通院・通学(園)・通所・通勤・生業を目的として、月2回以上かつ6か月以上(常時介護者運転の場合は週3回以上かつ1年以上)続けて自動車を使用する場合は、その自動車税(種別割・環境性能割)の減免を受けられることがあります。本人または生計同一者所有の自動車が対象です。

対象者

精神障害者保健福祉手帳(障害等級1級のみ)所持者、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者の方が対象です。本人1人に対して自動車1台までです(軽自動車も含みます)。

精神障害者保健福祉手帳はP28、自立支援医療(精神通院医療)はP10

内容・申請

自動車を新たに取得した場合は、自動車会議所内福井県税事務所分室、すでに自動車を所有している場合は、福井県税事務所または嶺南振興局税務部に申請します。

要件に該当する方は、申請期限までに減免申請書を提出してください。

区分	申請期限	減免対象税目(減免額)
自動車を新たに所有した場合(登録日に減免要件に該当している方)	新規取得した方 登録の日から 1か月以内	自動車税環境性能割(全額) 自動車税種別割(登録した月の翌月 分から月割計算した税額分)
	移転等により取得した方 登録の日から 1か月以内	自動車税環境性能割(全額) 自動車税種別割(翌年度分から)
すでに自動車を所有している場合	4月1日に 減免要件に該当する方 当該年度の4月1日から 自動車税種別割納期限まで	自動車税種別割(全額)
	4月2日以降に 減免要件に該当した方 当該年度の2月末まで	自動車税種別割(申請した翌月分か ら月割計算した税額分)

新規取得した方や、年度途中で減免要件に該当するようになった方で申請期限を過ぎた場合は、申請した翌月から月割計算した税額分が減免されます。

申請・問い合わせ先

名称	管轄地域	所在地	電話番号
① 福井県税事務所 課税第二課	嶺北の各市町	福井市松本3-16-10	0776-21-8274
② 嶺南振興局税務部 課税課	嶺南の各市町	小浜市遠敷1-101	0770-56-2223
③ 自動車会議所内 福井県税事務所分室	県内全域 (登録時)	福井市西谷1-1401 (自動車会館内)	0776-35-6940

4月1日以前から引き続き自動車を所有している場合は①または②にお問い合わせください。4月1日以後に自動車を新たに取得した場合(登録日に減免要件に該当している方)は、③にお問い合わせください。

申請書の提出は郵送でも受け付けますが、事前に申請先までご連絡の上提出するようにしてください。

詳細はホームページもご覧ください [\[福井県自動車税減免\]](#) 

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/type/j-genmen.html>

軽自動車税についても減免制度があります。詳しくは市町の窓口にお問い合わせください。

各市町の窓口の一覧はP54～56

5. 生命保険・住宅ローン(団体信用保険)

生命保険

生命保険に加入されている場合、契約内容とご本人の状態に応じて保障が受けられる可能性があります。加入時期や加入会社によって保障内容が異なりますので、加入している保険の保険証券、契約のしおりなどを確認しましょう。保険金の請求には期限が設けられている場合がありますので、早いうちに一度契約内容を確認しておくと安心です。

各保険会社には相談窓口が設置されていることが多く、契約内容などが不明な場合は問い合わせることができます。

認知症の方に関連する保障

<高度障害保険金>

高度障害保険金の受取対象となる高度障害状態として「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」の項目があり、重度の認知症の方はこの項目に該当する場合があります。具体的な該当要件については、加入している生命保険会社にお問い合わせください。通常、高度障害保険金を受け取ると契約は消失します。

※「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

<介護保険>

公的な介護保険とは異なり、生命保険会社の介護保険は「現金給付」です。保険契約に定める所定の要介護状態に該当すると、契約時に定めた金額を受取人が受け取ることになります。

<医療保険>

病気やケガの治療のために入院や通院が必要な場合は、医療保険の保障が受けられる場合があります。

<所得補償保険>

病気やケガで働くことができなくなった場合に、保証が受けられる場合があります。

※この保険は生命保険会社ではなく、主に損害保険会社が取り扱っています。

住宅ローン(団体信用保険)

失業などで、住宅ローンの返済が難しい場合は、借入先にご相談ください。月々の返済が減額になる場合があります。

また、住宅ローン契約時に契約者の方は団体信用生命保険に加入していることが多く、重度の認知症で「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」という高度障害状態が認められれば、住宅ローンを弁済してもらえる場合があります。

問い合わせ先

契約している保険会社などにお問い合わせください。



第6章 権利擁護

1. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業：しあわせねっと）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う制度です。

対象者

次のいずれにも該当する方が対象です。

- ・判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）
- ・本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

内容

<福祉サービスの利用援助>

- ・福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約および住民票の届出などの行政手続に関する援助
- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き

<日常的金銭管理サービス>

- ・年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- ・医療費を支払う手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ・日用品などの代金を支払う手続き
- ・上記の支払いに伴う預金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続き
- ・見守り（定期的な訪問による生活変化の察知）

<書類等の預かりサービス>

保管できる書類等は下記のとおりです。

- ・年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印
- ・その他、実施主体が適当と認めた書類

利用にかかる費用

相談は無料です。

サービスを利用する場合…1時間以内は1回1200円以内（市町によって異なります）

1時間を超える場合は30分ごとに時間単価の半額を追加

貸金庫を利用する場合……月500円

申請

居住地の市町の社会福祉協議会にご相談ください。 社会福祉協議会の一覧はP57

利用を希望する方の同意のうえで、サービスの内容を書いた契約書を作成します。



2. 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力不十分な方々は、財産を管理したり、契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合もあります。自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。成年後見制度はこのような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

対象者

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は判断能力の程度など本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

法定後見制度

後見…判断能力が欠けているのが通常の状態の方
保佐…判断能力が著しく不十分な方
補助…判断能力が不十分な方

任意後見制度

十分な判断能力がある方

内容

法定後見制度

成年後見人等は、個々の事情に応じて家庭裁判所が選任します。成年後見人等には本人の親族のほか法律・福祉の専門家、その他の第三者や法人等が選ばれる場合もあります。成年後見人等を複数選んだり、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉などにも目を配りながら本人を保護・支援します。成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られています。

任意後見制度

将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を結ぶものです。

そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

利用

1. 申立て

家庭裁判所で手続きを行います。申立てができるのは、本人・配偶者・4親等内の親族などです。

自分で申立てをするのが難しい場合は、司法書士や弁護士に依頼することもできます。

2. 審問・調査・鑑定等

必要に応じ、裁判官または家庭裁判所調査官が事情を尋ねたり、問い合わせたりする場合もあります。本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。

3. 審判

家庭裁判所はもっとも適任と思われる方を成年後見人等に選任します。成年後見人等に対する報酬は、仕事の内容などを考慮して、家庭裁判所が定めます。

※任意後見制度の手続きの詳細については、お近くの公証役場にお問い合わせください。



3. 法テラス

法テラスは、法的なトラブルの解決に必要な情報や、サービスの提供を受けられるようにするための公的な法人です。お問い合わせ内容に応じて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を無料でご案内します。また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行ないます。

対象者

情報提供はどなたでも受けることができます。

無料法律相談を受けることができるには、下記の1、3の条件を満たす方です。

弁護士・司法書士費用などの立替制度を利用することができるには、下記の1～3すべての条件を満たす方です。

1. 収入などが一定額以下であること(基準については法テラスにお問い合わせください)

2. 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談などにより紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みのあるものを含みます。

3. 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のため、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

内容

情報提供

利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供しています。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からず、どこの誰に相談していいのか分からずという方々に解決のための道案内をします。※弁護士や司法書士による個々のトラブル等に応じて法的判断を行い、解決策をアドバイスする相談とは異なりますのでご注意ください。

<情報提供の方法>

- ・コールセンターへの電話
- ・法テラスの地方事務所での面談または電話
- ・専用フォームによるメール(24時間受付)
- ・法テラス・ホームページ(よくある質問とその答えのキーワード検索、相談窓口情報検索)

無料法律相談

経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行います。法テラスと契約している弁護士、司法書士が相談に対応しています。1回の相談時間は30分程度で、1つの問題につき3回まで相談を受けられます。民事、家事または行政に関する問題について相談を受けています(刑事事件に関する相談は対象外)。

代理援助・書類作成援助(費用立替)

交渉や調停、裁判などの手続きの代理を弁護士や司法書士に依頼する場合、さまざまな費用がかかります。立替えとは、法テラスが利用者に代わってその費用を支払い、利用者から分割で法テラスに費用を返済する制度です。民事・家事・行政事件が対象です(刑事事件は対象外)。

代理援助で立て替える費用は、着手金・実費などです。

書類作成援助では裁判所に提出する書類の作成を司法書士や弁護士に依頼した場合の費用を立て替えます。



利用

法律相談を受けるには事前予約が必要です。法テラスにお問い合わせください。

予約の際に、利用条件に該当するか確認するため、ご相談の内容、収入状況や資産、家族構成について伺います。

※代理援助制度・書類作成援助制度を利用する場合は事前の審査があります。詳細は法テラス福井にお問い合わせください。

代理援助制度・書類作成援助制度の審査に必要な書類

1. 資力を証明する書類(給与明細など)
2. 住民票(本籍、筆頭者、続柄、世帯全員記載、3か月以内に発行のもの、マイナンバーの記載がないもの)
3. 事件に関する資料(例えば多重債務整理事件の場合、債務一覧表など)
4. 割賦償還に用いる口座に係る資料(自動払込利用申込書兼預金口座振替依頼書の写し及び口座情報が確認できる書類の写し)

鑑定料や保証金など実費だけの援助の申込みはできません。鑑定料などの実費については、限度額の範囲内において立替えができますが、それを超える金額については、原則として自己負担になります。

問い合わせ先

名 称	法テラス福井
所 在 地	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2階
電 話 番 号	0570-078348 (なおナビダイヤルへはIP電話やプリペイド携帯、海外からは通話ができません。 法テラス福井(電話:050-3383-5475)へおかけください)
時 間	月～金曜日 午前9時00分から午後5時00分まで(祝日・振替休日・年末年始はお休み)



第7章 家族への支援

1. 介護休業制度・雇用保険(介護休業給付)

労働者が家族を介護する場合、申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、通算93日まで3回を限度として、介護休業を分割して取得することができます。一定の要件を満たす場合は、介護休業給付金が受給できます。

対象者

介護休業制度

要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者の方が対象です。日々雇用される方は除かれます。

期間を定めて雇用される方は、申出時点において、次に該当すれば介護休業を取得することができます。

介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月経過するまでの間に、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間の満了することが明らかでないこと。

雇用保険(介護休業給付)

介護休業給付金の支給を受けるには以下の要件を満たす必要があります。

1. 開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月(過去に基本手当の受給資格の決定を受けたことがある方については、基本手当の受給資格決定を受けた後のものに限る。)が12か月以上あること
2. 介護休業期間中の1か月毎に休業開始前の1か月あたりの賃金の8割以上の賃金が支払われていないこと
3. 就業している日数が支給単位期間(1か月ごとの期間)ごとに10日以下であること(休業終了日が含まれる支給単位期間は、就業している日数が10日以下であるとともに、休業日が1日以上あること)

内容

対象家族は配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹および孫です。

要介護状態^{*}の対象家族1人につき3回、通算93日までの間で労働者が申し出た期間、分割して介護休業が取得できます。

対象家族1人当たりの取得日数の上限は、通算して93日までです。

^{*}要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態のことをいいます。



支給金額

介護休業給付の支給対象期間(1か月)ごとの支給金額は、原則として下記のとおりです。

休業開始時賃金日額×支給日数×67%

1. 支給日数は下記のとおりです
 - (1) (2)以外の支給対象期間については30日
 - (2) 休業終了日の属する支給対象期間については、当該支給対象期間の日数
2. 「賃金日額」は、原則介護休業開始前6か月の賃金を180で除した額です。これに上記1の支給日数の30日を乗じることによって算定した「賃金月額」が495,900円を超える場合は、「賃金月額」は495,900円となります。(これに伴い、支給対象期間(1か月)あたりの介護休業給付金の上限額は、332,253円となります)また、この「賃金月額」が77,310円を下回る場合は77,310円となります(これらの額は毎年8月1日に変更されます)。
3. 各支給対象期間中の賃金の額と「賃金日額×支給日数」の67%相当額の合計額が、「賃金日額×支給日数」の80%を超えるときには、当該超えた額が減額されて支給され、当該賃金の額のみで「賃金日額×支給日数」の80%に相当する額以上となるときは不支給となります。

申請

対象家族の氏名および労働者との続柄、介護を必要とする理由、休業開始予定日ならびに休業終了予定日を明らかにして、事業主に申し出ます。休業開始予定日から希望通り休業するには、その2週間前までに申し出ます。

2. ハローワーク(職業相談窓口)

ハローワークでは求人情報を検索したり、求職申し込みを行い、職業相談、職業紹介を受けることができます。ご家族が新たにお仕事を探す場合にも利用できます。

相談内容

<職業相談>

- ・ハローワークの窓口では、就職にあたっての様々な相談に応じています。
- ・全国ネットのシステムにより求人情報を公開しており、ハローワークにある求人情報端末機で、希望の求人を効率的に探すことができます。

<職業紹介>

- ・応募したい求人があった時は、企業に連絡をとった上で「紹介状」を交付します。

<個別相談>

- ・マンツーマンで予約形式の相談も実施しています(対象となる方の要件があります)。

<各種セミナー等>

- ・求職活動で必要な履歴書、職務経歴書の書き方や面接の受け方をはじめ各種のセミナーを開催しています。

利用の流れ

ハローワークを利用して求職活動を行うためには求職申込みが必要です。居住地を管轄するハローワークで手続きをしてください。ハローワークの一覧はP58

求職申込みが受理されたら「ハローワークカード」が交付されます。「ハローワークカード」は窓口相談の際に使用しますので、ハローワークに来所する際は持参してください。求職申込みの有効期間は、原則として受理した日の翌々月の末日までとなっています。



第8章 相談窓口・制度の問い合わせ先

1. 若年性認知症の相談窓口

福井県若年性認知症相談窓口

若年性認知症支援コーディネーターが若年性認知症の様々な相談に応じています。相談内容に応じて、適切な関係機関と連携して対応します。相談は無料です。まずはお電話でご連絡ください。

名 称	福井県若年性認知症相談窓口
所 在 地	福井市文京2-9-1(公益財団法人 松原病院内)
電 話 番 号	0776-63-5488
時 間	月～金曜日 午前9時00分から午後5時30分まで(祝日・振替休日・年末年始はお休み)

福井県若年性認知症相談窓口ホームページ <https://www.j-monowasure.com>

若年性認知症コールセンター

専門的教育を受けた相談員が電話で相談を受けています。通話・相談は無料です。

名 称	若年性認知症コールセンター
電 話 番 号	0800-100-2707(フリーコール)
時 間	月～土曜日 午前10時00分から午後3時00分まで(祝日・振替休日・年末年始はお休み)

ホームページでも若年性認知症に関する様々な情報を提供しています。[若年性認知症コールセンター](http://y-ninchisyotel.net/index.html) 

2. 医療機関

専門病院・認知症疾患医療センター

認知症の診断や治療を行うだけでなく、看護師や精神保健福祉士が、認知症の方への対応の仕方や福祉サービスなどについて、相談に応じています。相談は無料です。

名称	所在地	電話番号
福井県立すこやかシルバー病院	福井市島寺町93-6	0776-98-2700
松原病院(嶺北認知症疾患医療センター)	福井市文京2-9-1	0776-28-2929
敦賀温泉病院(嶺南認知症疾患医療センター)	敦賀市吉河41-1-5	0770-23-8210

認知症サポート医・認知症研修を修了したかかりつけ医

日頃から受診するかかりつけ医は、ご本人やご家族の普段の状況をよく知っている、身近な相談窓口です。福井県では、かかりつけ医に対し、適切な認知症診断の知識・技術などを習得するための研修を行っています。

・認知症サポート医

国の養成研修を修了し、認知症に関する専門診断・治療ができる医療機関で、かかりつけ医への助言などのサポートをします。また、認知症の正しい知識の普及を推進します。

・認知症研修を修了したかかりつけ医

適切な認知症診断の知識・技術をもつかかりつけ医です。

認知症サポート医・認知症かかりつけ医の一覧はホームページに記載しています。[福井県認知症](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/ninntisyoujouhou.html) 

3. 地域包括支援センター

保健・医療・福祉の様々な相談に対応し、生活を総合的に支援する地域の身近な相談窓口です。

市町	名称	担当地域	所在地	電話番号
福井市	ほやねっと明倫	豊・木田	福井市木田1-3308	0776-33-5777
	ほやねっとあたご	足羽・湊	福井市明里町9-20	0776-33-6800
	ほやねっと中央北	春山・松本・宝永	福井市文京2-12-23	0776-28-7271
	ほやねっと不死鳥	順化・日之出・旭	福井市日之出4-3-12	0776-20-5683
	ほやねっとあずま	和田・円山	福井市和田中町舟橋7-1	0776-28-8511
	ほやねっと大東	啓蒙・岡保・東藤島	福井市丸山町40-7	0776-53-4092
	ほやねっと九頭竜	中藤島・森田	福井市高木中央3-1701	0776-57-0040
	ほやねっと北	西藤島・明新・河合	福井市新田塚1-42-1	0776-25-2510
	ほやねっとみなみ	清明・麻生津	福井市下荒井町20-6	0776-43-1316
	ほやねっと社	社南・社北・社西	福井市福1-1710	0776-36-1246
	ほやねっと光	東安居・日新・安居・一光 殿下・清水西・清水東 清水南・清水北・越廻	福井市大瀬町23字101	0776-35-0313
	ほやねっと川西	大安寺・国見・鶴・棗 鷺巣・本郷・宮ノ下	福井市仙町6-4	0776-97-8003
	ほやねっと東足羽	酒生・一乗・六条・東郷 上文殊・文殊・美山	福井市下六条町201 福井市梶谷町12-9-2	0776-41-4135 0776-90-3858
	【すいだに相談所】			
敦賀市	敦賀市地域包括支援センター「長寿」	敦賀市全域	敦賀市中央町2-1-1	0770-22-8181
	敦賀市地域包括支援センター「あいあい」	北・南・西・松原・西浦 東浦・東郷・中郷・愛発地区	敦賀市東洋町4-1	0770-22-7272
	敦賀市地域包括支援センター「なごみ」	粟野地区	敦賀市公文名1-6	0770-21-7530
小浜市	小浜市地域包括支援センター	小浜・雲浜・西津 内外海・加斗	小浜市南川町4-31	0770-64-6015
	小浜市社会福祉協議会地域包括支援センター	国富・宮川・松永・遠敷 今富・口名田・中名田	小浜市遠敷84-3-4	0770-56-5855
大野市	大野市地域包括支援センター	大野市全域	大野市天神町1-19	0779-65-5046
勝山市	勝山市地域包括支援センター	勝山市全域	勝山市郡町1-1-50	0779-87-0900
鯖江市	鯖江市基幹型地域包括支援センター	鯖江市全域	鯖江市西山町13-1	0778-53-2265
	地域包括支援センターさばえ	鯖江・新横江	鯖江市旭町4-4-9	0778-51-0112
	鯖江市社会福祉協議会地域包括支援センター神明	神明	鯖江市水落町2-30-1	0778-51-2840
	鯖江西地域包括支援センター	立待・吉川・豊	鯖江市吉江町31-7-1	0778-53-2776
	鯖江東地域包括支援センター	中河・片上・北中山・河和田	鯖江市中野町33-20-1	0778-54-0513
あわら市	あわら地域包括支援センター	あわら市全域	あわら市市姫3-1-1	0776-73-8046
越前市	あいの樹地域包括支援センター	西・神山・白山	越前市中央2-9-40	0778-42-5725
	越前市社会福祉協議会地域包括支援センター	北日野・北新庄・味真野	越前市矢船町8-12-1	0778-22-6111
	しきら地域包括支援センター	南・王子保・坂口	越前市妙法寺町413・414	0778-29-1188
	地域包括支援センター丹南きらめき	吉野・大虫	越前市家久町49	0778-22-7776
	地域包括支援センターメゾンいまだて	粟田部・岡本・南中山・服間	越前市東櫻尾町8-38	0778-43-1888
	地域包括支援センター和上苑	東・国高	越前市瓜生町33-12-2	0778-23-5255
坂井市	坂井市三国地域包括支援センター	三国町	坂井市三国町北本町二丁目6-65	0776-82-1616
	坂井市丸岡地域包括支援センター	丸岡町	坂井市丸岡町西瓜屋15-12	0776-68-1130
	坂井市春江地域包括支援センター	春江町	坂井市春江町江留上昭和119	0776-43-0227
	坂井市坂井地域包括支援センター	坂井町	坂井市坂井町下新庄第18-3-1	0776-67-5000
永平寺町	永平寺町社会福祉協議会地域包括支援センター	永平寺町全域	吉田郡永平寺松岡春日1-4	0776-61-6166
池田町	池田町地域包括支援センター	池田町全域	今立郡池田町薮田5-3-1	0778-44-8008
南越前町	南越前町地域包括支援センター	南越前町全域	南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8009
	南越前町社会福祉協議会地域包括支援センター	今庄地区	南条郡南越前町今庄86-5-2	0778-45-1170
	南越前町社会福祉協議会地域包括支援センター 河野支所	河野地区	南条郡南越前町甲賀楽城7-31-1	0778-48-2260
越前町	越前町地域包括支援センター	越前町全域	丹生郡越前町西田中13-5-1	0778-34-8729
	地域包括支援センター丹生		丹生郡越前町朝日22-7-1	0778-34-8000
美浜町	美浜町地域包括支援センター	美浜町全域	三方郡美浜町郷市25-25	0770-32-6704
高浜町	高浜町地域包括支援センター	高浜町全域	大飯郡高浜町和田117-68	0770-72-6120
おおい町	おおい町地域包括支援センター	おおい町全域	大飯郡おおい町本郷92-51-1	0770-77-2770
若狭町	若狭町地域包括支援センター	若狭町全域	三方上中郡若狭町市場20-18	0776-62-2702



4. 障がい者福祉に関する相談窓口

市町	名称	担当地域	所在地	電話番号
福井市	ほくとう	春山・松本・宝永・順化・日之出・旭・啓蒙・岡保・東藤島・和田・円山	福井市新保町16-3-2	0776-43-1229
	ほくせい	鶴・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下・国見・大安寺・中藤島・森田・河合・西藤島・明新	福井市燈豊町43-9-3	080-8998-0033
	なんとう	豊・木田・酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山・清明・麻生津	福井市下六条217-4	0776-41-2334
	なんせい	足羽・湊・社南・社北・社西・日新・東安居・安居・一光・殿下・清水東・西・南・北・越廻	福井市有楽町3-4-102	0776-50-6572
敦賀市	敦賀市社会福祉協議会指定特定・障害児・一般相談支援事業所「あいあい」	敦賀市全域	敦賀市東洋町4-1	0770-22-8811
	敦賀市障害者地域生活支援センター こだま		敦賀市神楽町1-3-20	0770-20-4565
	地域活動支援センターはあとぼーとさくらヶ丘		敦賀市桜ヶ丘町8-8	0770-24-4848
小浜市	若狭つくし会相談支援事業所	小浜市全域	小浜市水取4-4-5	0770-53-1286
	相談支援センター 若狭ねっと		三方上中郡若狭町市場21-8-7	0770-62-0025
大野市	大野市障害者相談支援センター	大野市全域	大野市天神町1-19	0779-69-1600
勝山市	勝山市障害者生活支援センター	勝山市全域	勝山市郡町1-1-50	0779-88-1177
鯖江市	相談支援事業所 つつじ	鯖江市全域	鯖江市三六町1-11-3	0778-53-0058
	鯖江市障害者生活支援センター		鯖江市神明町5-5-37	0778-51-1839
	相談支援センター こうどうえん		鯖江市和田町9-1-1	0778-62-2242
あわら市	ひとよし	あわら市全域	あわら市大溝1-20-13	0776-73-0031
越前市	障がい相談支援センター えちぜん	越前市全域	越前市府中2-3-22	0778-24-1955
坂井市	相談支援事業所 けいちょう	三国・春江	坂井市三国町北本町2丁目6-65	0776-97-9226
	障がい相談支援センター まるおか	丸岡・坂井	坂井市丸岡町西里丸岡4-38	0776-66-2215
永平寺町	永平寺町福祉保健課	永平寺町全域	吉田郡永平寺町松岡春日1-4	0776-61-3920
池田町	池田町保健福祉課	池田町全域	今立郡池田町薮田5-3-1	0778-44-8000
南越前町	南越前町保健福祉課	南越前町全域	南条郡南越前町東大道29-1	0778-47-8007
越前町	越前町相談支援センター さざんか	越前町全域	丹生郡越前町朝日1-201	0778-34-2501
美浜町	地域活動支援センターはあとぼーとさくらヶ丘	美浜町全域	敦賀市桜ヶ丘町8-8	0770-24-4848
	相談支援センター 若狭ねっと		三方上中郡若狭町市場21-8-7	0770-62-0025
高浜町	若狭つくし会相談支援事業所	高浜町全域	小浜市水取4-4-5	0770-53-1286
	相談支援センター 若狭ねっと		三方上中郡若狭町市場21-8-7	0770-62-0025
おおい町	若狭つくし会相談支援事業所	おおい町全域	小浜市水取4-4-5	0770-53-1286
	相談支援センター 若狭ねっと		三方上中郡若狭町市場21-8-7	0770-62-0025
若狭町	若狭つくし会相談支援事業所	上中	小浜市水取4-4-5	0770-53-1286
	相談支援センター 若狭ねっと	若狭町全域	三方上中郡若狭町市場21-8-7	0770-62-0025



5. 本人・家族の交流の場

認知症の人と家族の会

認知症の方とそのご家族を支援する全国組織です。福井県支部では毎月県内各地で「つどい」を開催しています。「つどい」とは若年性認知症も含めた認知症の方やご家族、サービス事業者、専門家の懇談会です。

認知症の人と家族の会本部ではフリーダイヤルによる電話相談を実施しています。認知症に関する知識や介護の仕方など何でも相談に応じています。介護の愚痴や悩みなどもお話しください。経験者が丁寧にお聞きます。

電話番号：0120-294-456(フリーコール)

携帯、PHSの場合は075-811-8418へ(通話有料)

時 間：月～金曜日 午前10時00分から午後3時00分まで(祝日・振替休日・年末年始はお休み)

福井県支部でも電話相談を行っています。お気軽にご連絡ください。

電話番号：0776-28-2929(嶺北認知症疾患医療センター内認知症の人と家族の会福井県支部事務局)

時 間：月～金曜日 午前9時00分から午後5時30分まで(祝日・振替休日・年末年始はお休み)

「ほや座くらぶ」(若年性認知症の人と家族の会)

発症時64歳以下の若年性認知症の方とそのご家族を対象に2か月に1回交流会を行っています。開催の日程など、詳細は福井県若年性認知症相談窓口にお問い合わせください。不定期で若年性認知症の親を持つ子ども世代のつどいも開催しています。

開催日：原則奇数月の第4土曜日の午前中

会 場：デイセンターすずかぜ(福井市文京2-16-9)

内 容：ミニ講座、本人・家族の交流会

問い合わせ先

福井県若年性認知症相談窓口にお問い合わせください。[若年性認知症相談窓口はP50](#)

認知症カフェ・家族会など

認知症カフェとは認知症の方とそのご家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に参加でき、集える場所です。コーヒーを飲みながら認知症の方やご家族同士が交流したり、医療や福祉の専門的な知識を持つスタッフに、認知症のことや日々の生活で心配なことなどを気軽に相談することができます。

家族会は同じ悩みを持つ方と交流したり、情報交換を行ったりすることができます。

各地域で開催の状況などが異なりますので、詳しくは担当の地域包括支援センターにお問い合わせください。

[地域包括支援センターの一覧はP51](#)



6. 各市町の窓口

市町名	制度	担当課	電話番号
福井市	自立支援医療	障がい福祉課	0776-20-5435
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		
敦賀市	自立支援医療	地域福祉課	0770-22-8176
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険(加入・給付) (保険税)		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		
小浜市	自立支援医療	高齢・障がい者元気支援課 (障がい者支援グループ)	0770-64-6012
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		
大野市	自立支援医療	福祉課(社会福祉グループ)	0779-64-5142
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		
勝山市	自立支援医療	福祉児童課	0779-87-0777
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		
鯖江市	自立支援医療	社会福祉課	0778-53-2217
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		



市町名	制度	担当課	電話番号
あわら市	自立支援医療	福祉課(福祉総務グループ)	0776-73-8020
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度	健康長寿課(介護支援グループ・高齢福祉グループ)	0776-73-8022
	国民健康保険	市民課(保険年金グループ)	0776-73-8015
	国民年金		
越前市	住民税・軽自動車税	税務課(市民税グループ)	0776-73-8011
	自立支援医療	社会福祉課	0778-22-3004
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度	長寿福祉課(介護保険グループ)	0778-22-3715
	国民健康保険	保険年金課	0778-22-3002
坂井市	国民年金		
	住民税・軽自動車税	税務課	0778-22-3014
	自立支援医療	社会福祉課	0776-50-3041
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度	高齢福祉課	0776-50-3040
永平寺町	国民健康保険(加入・給付) (保険税)	保険年金課 課税課	0776-50-3031 0776-50-3023
	国民年金	保険年金課	0776-50-3031
	住民税・軽自動車税	課税課	0776-50-3023
	自立支援医療	福祉保健課	0776-61-3920
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
池田町	介護保険制度		
	国民健康保険	住民税務課	0776-61-3945
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		0776-61-3944
	自立支援医療	保健福祉課	0778-44-8000
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
南越前町	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険(給付) (加入・保険税)	保健福祉課 住民税務課	0778-44-8000 0778-44-8001
	国民年金	住民税務課	0778-44-8001
	住民税・軽自動車税		
	自立支援医療	保健福祉課	0778-47-8007
	重度障害者(児)医療費助成	町民税務課	0778-47-8014
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当	保健福祉課	0778-47-8007
	介護保険制度		
	国民健康保険	町民税務課	0778-47-8014
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		



市町名	制度	担当課	電話番号
越前町	自立支援医療	障がい生活課	0778-34-8723
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険(加入・給付) (保険税)		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		
	自立支援医療		
美浜町	重度障害者(児)医療費助成	健康福祉課	0770-32-6704
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険(加入・給付) (保険税)		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		
	自立支援医療		
	重度障害者(児)医療費助成		
高浜町	精神障害者保健福祉手帳	保健福祉課(福祉グループ)	0770-72-5887
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険(加入・給付) (保険税)		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		
	自立支援医療		
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
おおい町	障害福祉サービス	いきいき福祉課	0770-72-7703
	特別障害者手当		
	介護保険制度		
	国民健康保険(加入・給付) (保険税)		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		
	自立支援医療		
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
若狭町	特別障害者手当	福祉課	0770-62-2703
	介護保険制度		
	国民健康保険(加入・給付) (保険税)		
	国民年金		
	住民税・軽自動車税		
	自立支援医療		
	重度障害者(児)医療費助成		
	精神障害者保健福祉手帳		
	障害福祉サービス		
	特別障害者手当		



7. 社会福祉協議会

制度についての相談・申し込み

名称	制度	担当部署	連絡先
福井市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	福井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0776-22-0225
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	0776-26-1853
敦賀市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	敦賀市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0770-22-3133
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
小浜市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	小浜市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0770-56-5800
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
大野市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	大野市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0779-65-8773
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
勝山市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	勝山市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0779-88-1177
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
鯖江市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	鯖江市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0778-51-1839
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	0778-51-0091
あわら市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	あわら市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0776-73-2253
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
越前市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	越前市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0778-22-8500
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
坂井市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	坂井市高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0776-68-5070
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	0776-67-0699
永平寺町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	永平寺町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0776-61-6003
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
池田町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	池田町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0778-44-7750
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
南越前町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	南越前町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0778-47-3767
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
越前町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	越前町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0778-34-2388
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
美浜町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	美浜町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0770-32-1164
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
高浜町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	高浜町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0770-72-2411
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
おおい町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	おおい町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0770-77-3415
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	
若狭町社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	若狭町高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0770-62-9005
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	

制度についての問い合わせ

名称	制度	担当部署	連絡先
福井県社会福祉協議会 地域福祉課	日常生活自立支援制度	福井県高齢者・障害者日常生活自立支援センター	0776-24-4987
	生活福祉資金貸付制度	生活福祉資金係	

8. 健康福祉センター・保健所

名称	管轄区域	所在地	特定医療費(指定難病) 支給認定制度担当部署	電話番号
福井健康福祉センター	永平寺町	福井市西木田2-8-8	地域保健課	0776-36-3429
坂井健康福祉センター	あわら市 坂井市	あわら市春宮2-21-17	福祉健康増進課	0776-73-0609
奥越健康福祉センター	大野市 勝山市	大野市天神町1-1	地域保健福祉課	0779-66-2076
丹南健康福祉センター	鯖江市 越前町	鯖江市水落町1-2-25	健康増進課	0778-51-0034
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市 池田町 南越前町	越前市上太田町41-5 (福井県南越合同庁舎1階)	健康増進課	0778-22-4135
嶺南振興局 二州健康福祉センター	敦賀市 美浜町 若狭町(旧三方町)	敦賀市開町6-5	地域保健課	0770-22-3747
嶺南振興局 若狭健康福祉センター	小浜市 高浜町 おおい町 若狭町(旧上中町)	小浜市四谷町3-10	地域保健課	0770-52-1300
福井市保健所	福井市	福井市西木田2-8-8	保健支援室	0776-33-5185



9. ハローワーク

名称	管轄地区	所在地	電話番号
ハローワーク福井	福井市 永平寺町 坂井市春江町	福井市開発1-121-1	0776-52-8150(代表)
			【障害者専門窓口】 0776-52-8155(専門援助部門)
ハローワーク武生	越前市 鯖江市 池田町 南越前町 越前町	越前市府中1-11-2 (平和堂アルプラザ武生4階)	0778-22-4078(代表)
ハローワーク大野	大野市 勝山市	大野市城町8-5	0779-66-2408(代表)
ハローワーク三国	あわら市 坂井市三国町・坂井町・丸岡町	坂井市三国町覚善69-1	0776-81-3262(代表)
ハローワーク敦賀	敦賀市 美浜町 若狭町(旧三方町)	敦賀市鉄輪町1-7-3 (敦賀駅前合同庁舎1階)	0770-22-4220(代表)
ハローワーク小浜	小浜市 高浜町 おおい町 若狭町(旧上中町)	小浜市後瀬町7-10 (小浜地方合同庁舎1階)	0770-52-1260(代表)

10. 年金事務所

名称	管轄地区	所在地	連絡先
福井年金事務所	福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 吉田郡	福井市手寄2-1-34	0776-23-4518(お客様相談室)
武生年金事務所	越前市 鯖江市 今立郡 南条郡 丹生郡	越前市新町5-2-11	0778-23-1126(お客様相談室)
敦賀年金事務所	敦賀市 小浜市 三方郡 大飯郡 三方上中郡	敦賀市東洋町5-54	0770-23-9904(お客様相談室)

お客様相談室への電話は自動音声で案内します。案内に従って番号を押してください。

受付時間は、原則月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。

祝日、振替休日、年末年始(12月29日から1月3日)は、お休みです。

11. 税務署

名称	管轄地区	所在地	電話番号
福井税務署	福井市 吉田郡	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-23-2690
敦賀税務署	敦賀市 三方郡 三方上中郡	敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎	0770-22-1010
武生税務署	越前市 鯖江市 今立郡 南条郡 丹生郡	越前市中央1-6-12	0778-22-0890
小浜税務署	小浜市 大飯郡	小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎	0770-52-1008
大野税務署	大野市 勝山市	大野市城町7-28	0779-66-2180
三国税務署	あわら市 坂井市	坂井市三国町中央1-2-2	0776-81-3211

税務署への電話は自動音声で案内します。相談内容に応じて該当の番号を押してください。

税務署での面接による相談は事前の予約が必要です。

税務署の開庁時間は、月～金曜日の午前8時30分から午後5時00分までです。

祝日、振替休日、年末年始(12月29日から1月3日)は、お休みです。

「福井県若年性認知症ハンドブック」

発行：令和4年4月

発 行

福井県健康福祉部長寿福祉課

編 集

福井県若年性認知症相談窓口

〒910-0017

福井県福井市文京2丁目9番1号

(公益財団法人松原病院内)

TEL : 0776-63-5488



福井県
**若年性認知症
ハンドブック**

若年性認知症の本人と
家族が知りたいこと